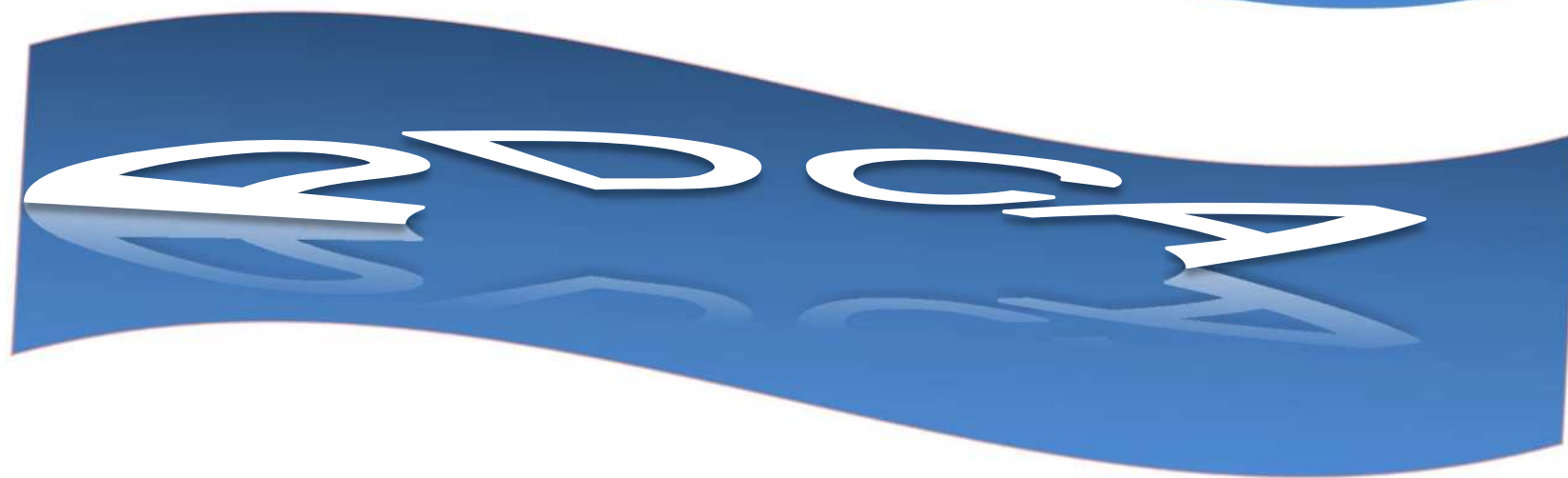


第3次行政改革大綱実施計画

(平成29年度～令和元年度)

(令和元年度実績)

大改革
第3次行政



杵 築 市
令和3年3月

目 次

I	第3次行政改革大綱実施計画の概要	1
1.	第3次行政改革大綱実施計画の位置づけ	1
2.	第3次行政改革大綱実施計画の取り組み	1
3.	第3次行政改革大綱実施計画の推進体制と進捗管理	2
4.	財政状況と杵築市総合計画、行政改革大綱、第3次行政改革大綱実施計画	3
5.	第3次行政改革大綱実施計画の体系	7
	第3次行政改革大綱実施計画取組項目一覧表	10
II	第3次行政改革大綱実施計画進捗状況【平成30年度実績】	12
1.	協働のまちづくりと市民サービスの向上	12
(1)	協働のまちづくりの推進	12
(2)	市民参画機会の拡充	15
(3)	市民満足度の充実	17
2.	効率的・効果的な行政運営	19
(1)	組織・機構の見直し	19
(2)	定員管理・給与等の適正化	29
(3)	職員の資質向上	32
(4)	事務の効率化	33
3.	健全な財政運営	35
(1)	財政基盤の確立	35
(2)	歳入の確保	39
(3)	歳出の抑制	58

I

第3次行政改革大綱実施計画の概要

1 第3次行政改革大綱実施計画の位置づけ

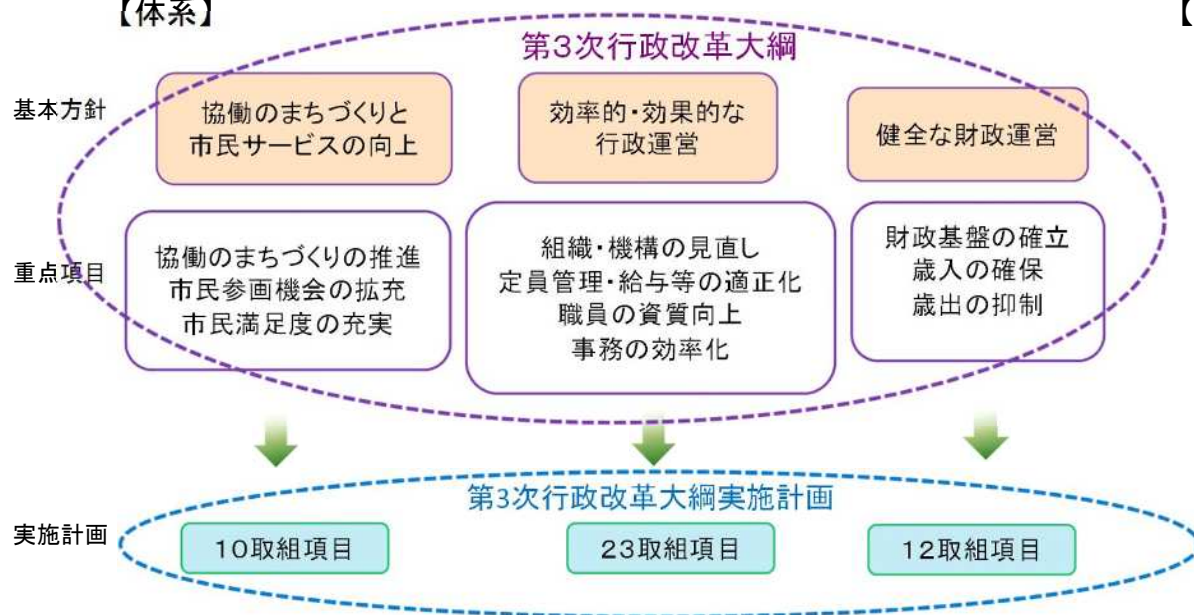
杵築市では、行政改革について、「杵築市総合計画」のなかで掲げた将来像、「歴史と文化の薫り高い豊かな感性があふれるまち」の実現に向け、「協働のまちづくりと市民サービスの向上」、「効率的・効果的な行政運営」、「健全な財政運営」を基本方針とした「第3次行政改革大綱」を策定して取り組んでいます。

「第3次行政改革大綱実施計画」は、大綱の実施計画となるもので、質の高い行政サービスの安定的な提供、多様な担い手との協働によるまちづくりを図っていくため、具体的な項目、内容などの行政改革の具体的な取り組みを明らかにしたものです。

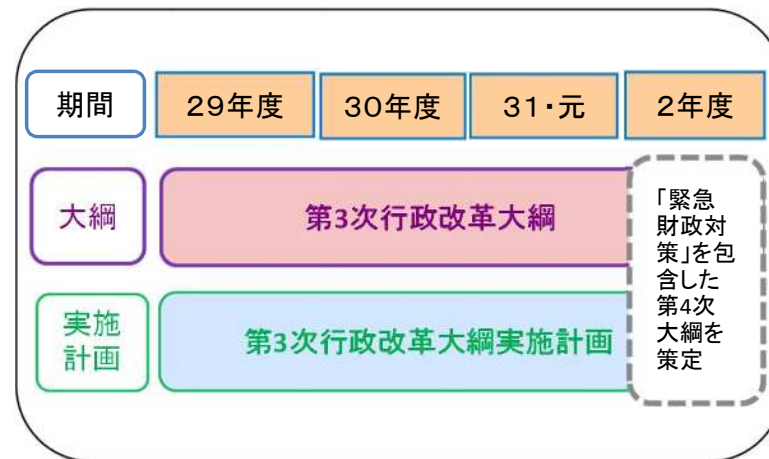
2 第3次行政改革大綱実施計画の取り組み

第3次行政改革大綱実施計画は、平成29年度から令和2年度までの「第3次行政改革大綱」の4ヶ年の実施計画となり、その取組項目は内容が明確で、出来るだけ数値目標を設定し、実現的で実効性のあることを基本的な考え方として策定しています。（令和2年2月の緊急財政対策に伴い、令和元年度までで計画期間終了。第4次策定へ）

【体系】



【計画期間】



第3次行政改革大綱の基本方針

◆ 協働のまちづくりと市民サービスの向上

市民と行政が相互理解を深め、お互いに共通の認識を持ち、協働してまちづくりを行う「新しい公共」を推進していくとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、将来にわたって質の高い行政サービスの提供に向け取り組むものとします。

◆ 効率的・効果的な行政運営

簡素で機能的な組織を構築し、職員の意識改革と能力向上を図るとともに、適正な職員配置に努めます。また、事務事業評価の体制を確立させ、PDCA マネジメントサイクルを活用して不断の見直しを行い、事務事業の重点化・効率化を図ります。

◆ 健全な財政運営

効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中を図り、徹底としたコスト意識による経費の節減、限られた資源の最適な配分を図るとともに、歳入の確保に努めることにより、持続可能な財政基盤の確立に取り組むものとします。また、公共施設の適正配置と健全運営、施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減と平準化を図ります。

重点項目

○ 協働のまちづくりと市民サービスの向上

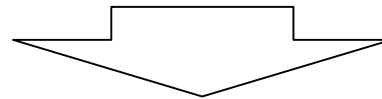
1. 協働のまちづくりの推進 2. 市民参画機会の充実 3. 市民満足度の充実

○ 効率的・効果的な行政運営

1. 組織・機構の見直し 2. 定員管理・給与等の適正化 3. 職員の資質向上
4. 事務の効率化

○ 健全な財政運営

1. 財政基盤の確立 2. 歳入の確保 3. 歳出の抑制



第3次行政改革大綱実施計画

3 第3次行政改革大綱実施計画の推進体制と進捗管理

第3次行政改革大綱実施計画の効果的、効率的な推進を図るため、各項目担当課が責任と自覚をもって進捗管理を行うとともに、「杵築市行政改革推進委員会」（第三者機関）において外部評価を行い、より実効性の高いものにしていきます。

項目等については、社会経済情勢の変化に対応するため、毎年度見直しを行います。
実績等の内容は、広報誌やホームページにより広く市民に公開していきます。

4 財政状況と杵築市総合計画、行政改革大綱、第3次行政改革大綱実施計画

1. 財政状況

令和元年度決算では、平成30年度と同様に経常収支比率が100.9%となり、市債残高の増加等により将来負担比率が悪化しています。

また、令和2年度当初予算を見ると、11億円の基金の取崩しを行わなければ黒字が確保できない状況となっており、基金現在高は大きく減少し、その他の財政指標や地方債現在高も悪化すると見込まれます。

今後の状況について、歳入では、法人税の大幅な減額が見込まれるうえ、交付税・臨時財政対策債が減少し、歳出では、人件費や物件費、扶助費や公債費等の経常経費の増加が見込まれるため、基金は減少の一途をたどると推測されます。普通建設事業では大型事業が落ち着き、多額の地方債借入もなくなると予測されますが、歳入が期待できない以上、可能な限りの歳出削減に努めなければなりません。

このような状況のなか、引き続き健全な財政構造を構築し、複雑で多様化する行財政需要に对应していくためには、「第3次行政改革大綱実施計画」の取組項目を着実に推進していく必要があります。

以下、主な財政指標においては、次のように取り組みます。

①経常収支比率^{※1}の適正化

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す比率で、この比率が低いほど財政構造の弾力性に富んでいることを表わしています。杵築市の経常収支比率は、平成18年度で90.1%となっていました。令和元年度は100.9%と悪化しています。これは、社会保障関係経費（扶助費・繰出金）や、公営企業会計への出資金、大型事業・過疎対策事業の実施による公債費、多様化する事業に対応するための人件費の増加が主な要因です。現状では市税の増収は期待できないため、歳出の削減に努め、経常収支比率の改善に取り組みます。

②市債残高の適正化

市債残高は、平成17年度末に普通会計ベースで215億円であったものが、令和元年度末には247億円と32億円増加しました。これは、合併特例債や過疎債を活用した大型事業の増加によるものです。市債残高は、後年度の財政負担を伴うことから、可能な限りの縮減が望まれますが、市債は投資的事業の財源となる点を踏まえ、毎年行なっている総合計画の実施計画の見直し時に十分協議を行い、計画的な発行に努めます。

③基金残高の適正化

主要5基金（財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、地域活力創出基金、職員退職手当基金）は平成30年度末残高62億6千万円から、大型事業の実施、普通交付税の減額等により基金の取り崩しが増加したため令和元年度末では54億2千万円と減額しています。令和3年度から普通交付税が一本算定に移行することや令和7年度の合併特例債発行期間の終了を見据え、安定的な事業財源としての基金確保に努めます。

④実質債務残高倍率^{※2}の適正化

実質債務残高倍率は、平成30年度に平成18年度以来の200%を超えましたが令和元年度には196%に減少し、200%未満となりました。今後は市債発行額に上限を設け、市債残高の縮減に努めます。実質債務残高は、市債残高や主要基金残高と密接に関連することから、市債の計画的な発行、基金の計画的な積立と積極的な活用を図りながら、実質債務残高の増嵩を抑えます。

⑤財政健全化指標の適正化

平成19年に地方公共団体財政健全化法が制定され、実質赤字比率^{※3}、連結実質赤字比率^{※4}、実質公債費比率^{※5}、将来負担比率^{※6}が財政健全化の判断比率の基準となりました。杵築市の令和元年度決算では、各比率とも国が示した早期健全化基準以内の数値を示しており、今後とも、この4指標の適正化に努めます。

— 用語の解説 —

- ※1 経常収支比率 …… 地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充てられた一般財源の割合。数値が高いほど、財源に余裕がない。市町村では75%を上回らないことが望ましいとされている。
- ※2 実質債務残高倍率 …… 償還すべき地方債の現在高と履行すべき額の確定している支出予定額(債務負担行為支出予定額)の標準財政規模に対する割合。将来負担の重さを量るもので、200%未満が健全とされている。
(標準財政規模＝標準税収入等＋普通交付税)
- ※3 実質赤字比率 …… 公営事業会計及び公営企業会計を除いた特別会計と一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合。一定基準以上の比率となった団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、「財政再生計画」を作成しなければならない。
- ※4 連結実質赤字比率 …… 公営事業会計及び公営企業会計を含めた全会計の実質赤字額(連結実質赤字額)の標準財政規模に対する割合。一定基準以上の比率となった団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、「財政再生計画」を作成しなければならない。
- ※5 実質公債費比率 …… 普通会計等の公債費や公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税で措置される分は除く)に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合の過去3年間の平均値。この数値が18%を超えると、地方債の発行の際に県知事の許可が必要となる。
- ※6 将来負担比率 …… 地方公社や損失補償を行なっている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、この比率が350%(早期健全化基準)以上となった市町村は、財政の早期健全化を図るため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、「財政再生計画」を作成しなければならない。

普通会計決算収支等の状況

(単位：百万円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(1)	歳入総額	17,684	17,354	17,929	18,931	20,097	20,225	20,438	19,425	19,308	20,190	20,595	20,914	19,854	23,456
(2)	歳出総額	17,029	16,855	17,227	17,978	19,293	19,200	19,541	18,504	18,608	19,255	19,854	20,308	19,102	22,835
(3)	形式収支 (1)-(2)	655	499	702	953	804	1,025	897	921	700	935	741	605	753	621
(4)	翌年度繰越財源	31	30	55	197	153	147	142	119	155	121	54	107	345	135
(5)	実質収支 (3)-(4)	624	469	647	756	651	878	755	802	545	814	687	498	408	486
(6)	標準財政規模	9,775	9,622	10,429	10,785	11,347	11,098	10,910	10,819	10,698	10,841	10,677	10,596	10,455	10,403
(7)	基金積立金現在高(土地開発基金除く)	4,005	4,663	5,378	6,363	8,326	8,965	9,578	10,008	9,805	10,043	10,226	9,951	9,006	8,206
	うち主要5基金残高	3,145	3,726	3,951	4,364	5,582	6,118	6,421	6,648	6,627	6,860	7,494	7,177	6,261	5,416
(8)	地方債現在高	22,120	22,025	21,837	21,569	22,060	22,584	23,007	23,183	22,985	23,688	23,172	23,900	23,359	24,726
(9)	普通地方交付税	5,773	5,586	5,932	6,143	6,721	6,754	6,720	6,538	6,483	6,504	6,384	6,223	6,127	6,069
(10)	臨時財政対策債	490	444	416	646	924	706	708	685	648	609	485	483	479	364
(11)	普及税＋臨財債 (9)+(10)	6,263	6,030	6,348	6,789	7,645	7,460	7,428	7,223	7,131	7,113	6,869	6,706	6,606	6,433
(12)	(11)に対する一本算定額	5,352	5,115	5,385	5,773	6,503	6,349	6,329	6,094	6,146	6,334	6,378	6,385	6,407	6,314
(13)	合併算定替影響額 (11)-(12)	911	915	963	1,016	1,142	1,111	1,099	1,129	985	779	491	321	199	119

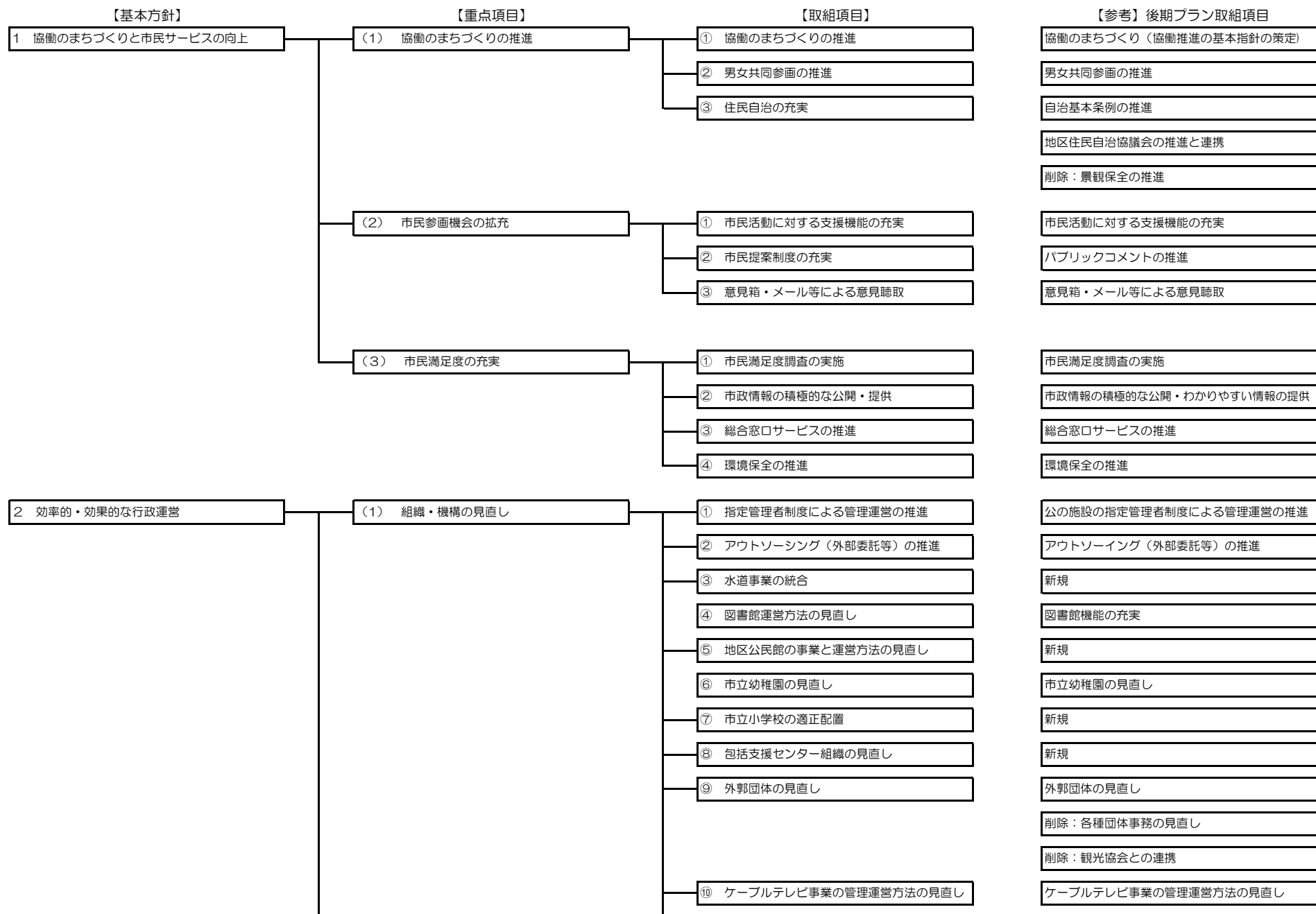
各種財政指標等の状況

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政力指数		0.370	0.379	0.389	0.385	0.364	0.346	0.330	0.332	0.334	0.339	0.339	0.342	0.342	0.344
実質収支比率		6.4%	4.9%	6.2%	7.0%	5.7%	7.9%	6.9%	7.4%	5.1%	7.5%	6.4%	4.7%	3.9%	4.7%
経常収支比率	経常収支比率	90.1%	92.4%	90.4%	87.3%	83.0%	86.1%	87.4%	89.1%	92.1%	90.7%	96.4%	98.5%	100.9%	100.9%
	うち人件費	25.8%	25.7%	24.2%	22.7%	19.1%	21.4%	21.6%	22.2%	22.4%	21.6%	24.1%	26.0%	26.3%	25.8%
	うち扶助費	5.7%	5.8%	6.0%	6.3%	7.0%	6.5%	6.8%	6.4%	7.9%	8.3%	8.6%	9.6%	9.7%	9.7%
	うち公債費	22.0%	23.3%	23.3%	21.7%	21.3%	22.3%	22.5%	22.0%	22.2%	21.4%	22.4%	22.2%	23.0%	22.6%
実質赤字比率			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率		12.3%	11.3%	11.3%	11.4%	11.0%	10.8%	10.7%	10.5%	9.9%	9.2%	9.3%	9.7%	10.6%	10.8%
将来負担比率			74.6%	88.0%	78.5%	61.0%	57.9%	54.2%	47.2%	41.6%	39.8%	39.0%	42.6%	46.6%	62.6%
実質債務残高倍率		207%	193%	173%	159%	145%	151%	151%	152%	158%	160%	155%	174.0%	201%	196%

2. 杵築市総合計画、行政改革大綱、第3次行政改革大綱実施計画

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31・1	2	3	4	5	6
総合計画	第1次総合計画											第2次総合計画							
	前期基本計画					後期基本計画						前期計画			後期計画				
行政改革大綱	第1次行政改革大綱					第2次行政改革大綱						第3次行政改革大綱							
実施計画	集中改革プラン					行政改革アクションプラン						第3次行政改革大綱 実施計画							
						前期プラン		後期プラン											

5 第3次行政改革大綱実施計画の体系

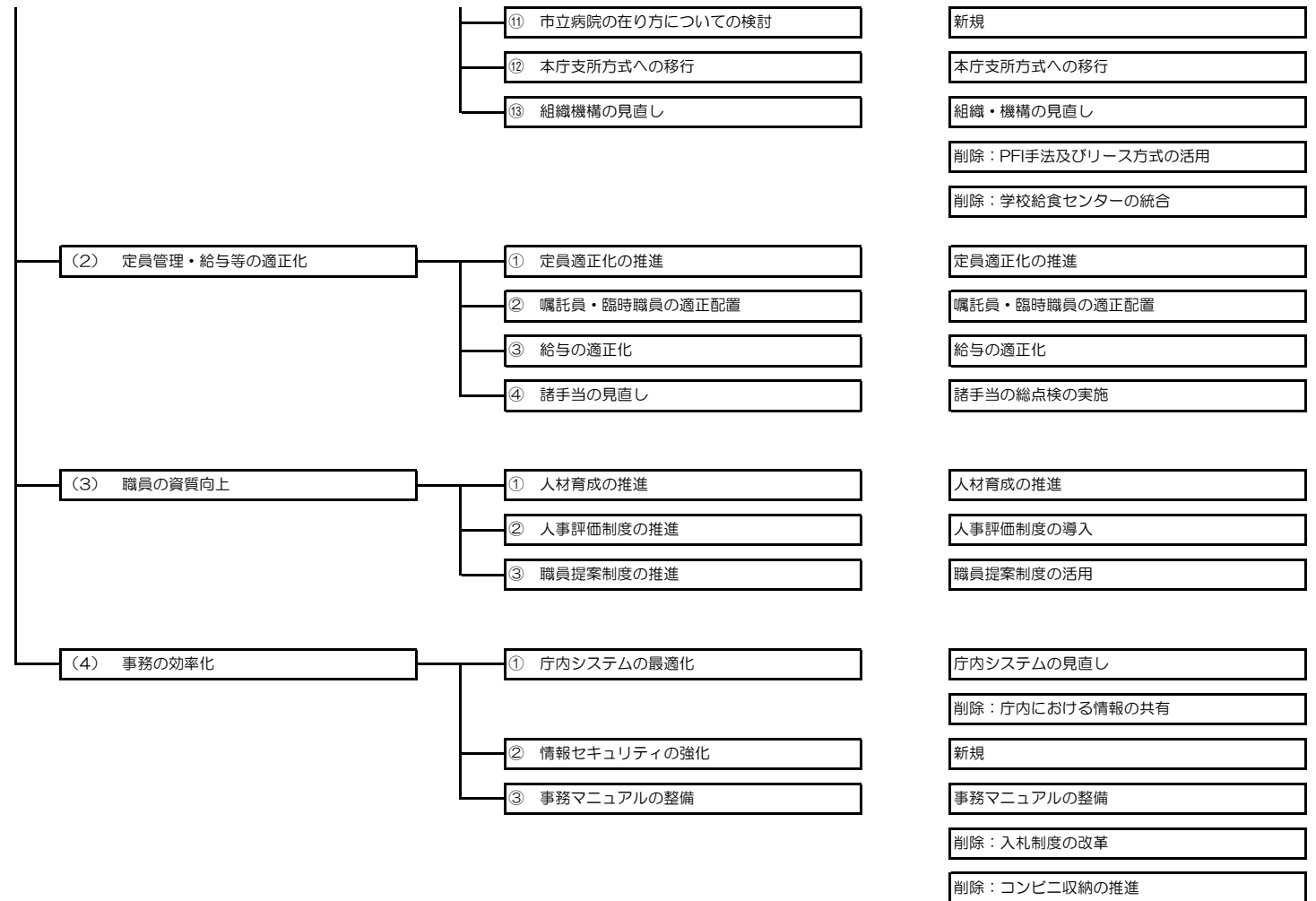


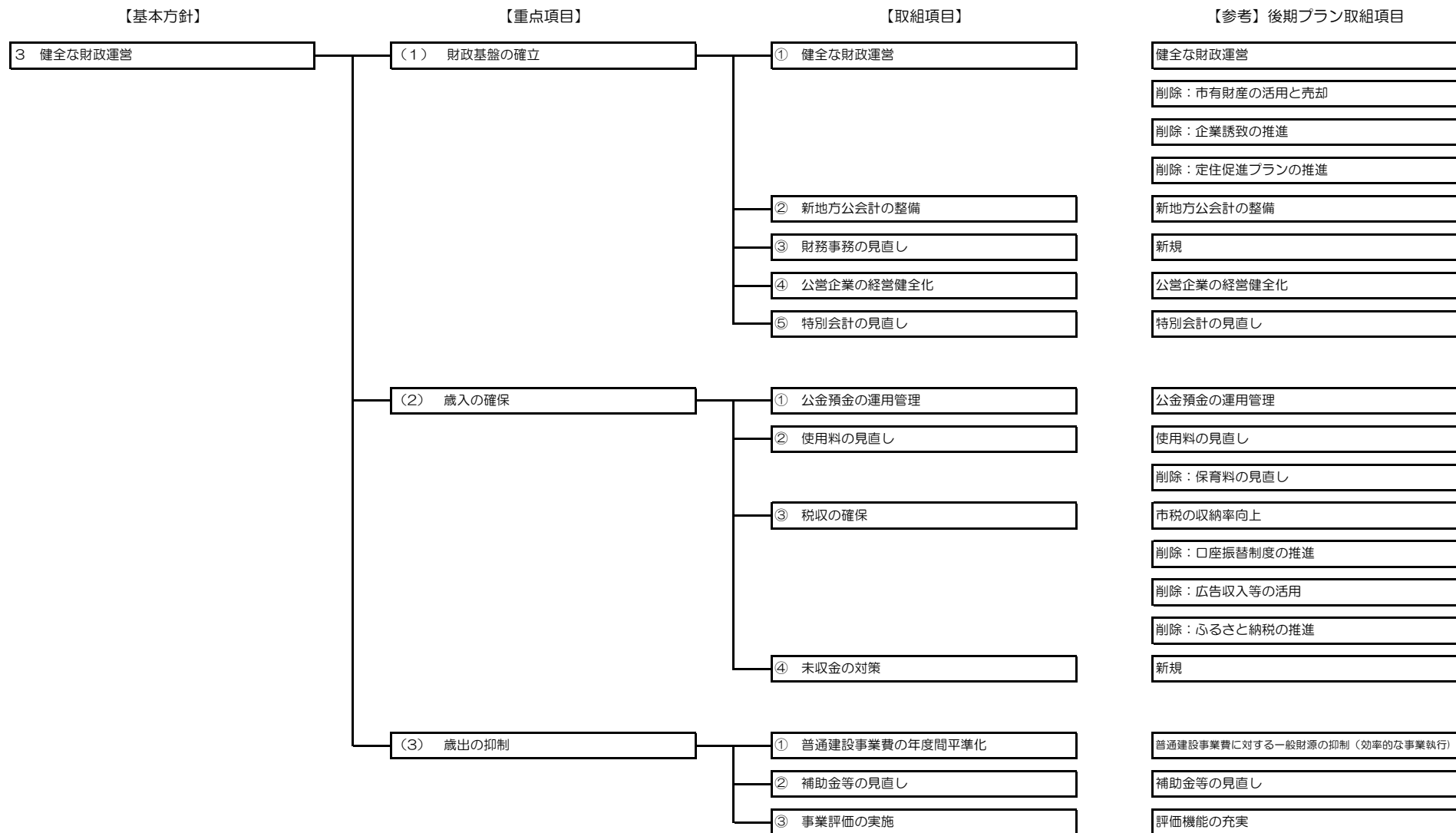
【基本方針】

【重点項目】

【取組項目】

【参考】後期プラン取組項目





第3次行政改革大綱実施計画取組項目一覧表

取 組 項 目	所管（主管）課	取組番号	ページ 番 号	【参考】後期プラン取組項目	取組 番号	参考
1. 協働のまちづくりと市民サービスの向上						
（1）協働のまちづくりの推進						
1 協働のまちづくりの推進	協働のまちづくり課	1	12	協働のまちづくり（協働推進の基本指針の策定）	22	
2 男女共同参画の推進	人権・同和对策課	2	13	男女共同参画の推進	28	
3 住民自治の充実	総務課	3	14	自治基本条例の推進	21	
				地区住民自治協議会の推進と連携	23	
				景観保全の推進	25	削除
（2）市民参画機会の拡充						
1 市民活動に対する支援機能の充実	協働のまちづくり課	4	15	市民活動に対する支援機能の充実	26	
2 市民提案制度の充実	協働のまちづくり課	5	15	パブリックコメントの推進	27	
3 意見箱・メール等による意見聴取	秘書広報課	6	16	意見箱・メール等による意見聴取	20	
（3）市民満足度の充実						
1 市民満足度調査の実施	政策推進課	7	17	市民満足度調査の実施	19	
2 市政情報の積極的な公開・提供	秘書広報課	8	17	市政情報の積極的な公開・わかりやすい情報の提供	13	
3 総合窓口サービスの推進	総務課	9	18	総合窓口サービスの推進	4	
4 環境保全の推進	生活環境課	10	18	環境保全の推進	24	
2. 効率的・効果的な行政運営						
（1）組織・機構の見直し						
1 指定管理者制度による管理運営の推進	政策推進課	11	19	公の施設の指定管理者制度による管理運営の推進	31	
2 アウトソーシング（外部委託等）の推進	政策推進課	12	20	アウトソーシング（外部委託等）の推進	29	
3 水道事業の統合	上下水道課	13	20			新規
4 図書館運営方法の見直し	図書館	14	21	図書館機能の充実	8	
5 地区公民館の事業と運営方法の見直し	社会教育課	15	22			新規
6 市立幼稚園の見直し	教育総務課	16	23	市立幼稚園の見直し	35	
7 市立小学校の適正配置	教育総務課	17	23			新規
8 包括支援センター組織の見直し	福祉推進課	18	24			新規
9 外郭団体の見直し	商工観光課・農林課	19	25	外郭団体の見直し	51	
				各種団体事務の見直し	52	削除
				観光協会との連携	53	削除
10 ケーブルテレビ事業の管理運営方法の見直し	秘書広報課	20	26	ケーブルテレビ事業の管理・運営方法の見直し	36	
11 市立病院の在り方についての検討	医療介護連携課	21	27			新規
12 本庁支所方式への移行	総務課	22	27	本庁支所方式への移行	1	
13 組織機構の見直し	総務課	23	28	組織・機構の見直し	2	
				P F I 手法及びリース方式の活用	30	削除
				学校給食センターの統合	34	削除

取 組 項 目		所管（主管）課	取組番号	ページ 番 号	【参考】後期プラン取組項目	取組 番号	参考
(2) 定員管理・給与等の適正化							
	1	定員適正化の推進	総務課	24	29	定員適正化の推進	9
	2	嘱託員・臨時職員の適正配置	総務課・教育総務課	25	29	嘱託員・臨時職員の適正配置	10
	3	給与の適正化	総務課	26	31	給与の適正化	11
	4	諸手当の見直し	総務課	27	31	諸手当の総点検の実施	12
(3) 職員の資質向上							
	1	人材育成の推進	総務課	28	32	人材育成の推進	16
	2	人事評価制度の推進	総務課	29	32	人事評価制度の導入	15
	3	職員提案制度の推進	政策推進課	30	33	職員提案制度の活用	17
(4) 事務の効率化							
	1	庁内システムの最適化	総務課	31	33	庁内システムの見直し	3
						庁内における情報の共有	14
	2	情報セキュリティの強化	総務課	32	34		削除 新規
	3	事務マニュアルの整備	総務課	33	34	事務マニュアルの整備	5
						入札制度の改革	6
						コンビニ収納の推進	7
							削除
3. 健全な財政運営							
(1) 財政基盤の確立							
	1	健全な財政運営	財政課	34	35	健全な財政運営	32
						市有財産の活用と売却	44
						企業誘致の推進	47
						定住促進プランの推進	48
	2	新地方公会計の整備	財政課	35	37	健全な財政運営（新地方公会計の整備）	45
	3	財務事務の見直し	財政課	36	37		新規
	4	公営企業の経営健全化	財政課	37	38	公営企業の経営健全化	38
	5	特別会計の見直し	財政課	38	38	特別会計の見直し	39
(2) 歳入の確保							
	1	公金預金の運用管理	会計課	39	39	公金預金の運用管理	46
	2	使用料の見直し	財政課	40	40	使用料の見直し	49
						保育料の見直し	50
	3	税収の確保	税務課	41	40	市税の収納率向上	40
						口座振替制度の推進	41
						広告収入等の活用	42
						ふるさと納税の推進	43
	4	未収金の対策	税務課他	42	41～57		削除 新規
(3) 歳出の抑制							
	1	普通建設事業費の年度間平準化	財政課	43	58	普通建設事業費に対する一般財源の抑制（効率的な事業執行）	33
	2	補助金等の見直し	財政課	44	58	補助金等の見直し	37
	3	事業評価の実施	総務課	45	59	評価機能の充実	18
第3次行政改革大綱実施計画 全45項目					(後期プラン) 全53項目		

1. 協働のまちづくりと市民サービスの向上

市民と行政が相互理解を深め、お互いに共通の認識を持ち、協働してまちづくりを行う「新しい公共」を推進していくとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、将来にわたって質の高い行政サービスの提供に向け取り組むものとします。

この項目では、（１）協働のまちづくりの推進（２）市民参画機会の拡充（３）市民満足度の充実の3項目を大項目に掲げ、10項目について具体的な取り組みを行いました。

10項目の進捗評価は、以下のとおりです。

評価基準	A. 予定どおり実施(プランどおり又はそれ以上実施)	B. 一部実施(プランより遅れて実施、目標未達成)	C. 未実施(未着手、全く進まなかった)	D. 中止(計画が中止となった)	評価なし
項目数	5	3	1	0	1

(1) 協働のまちづくりの推進

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性		年度別計画							
				取組の目的			H29	H30	H31・R1	R2			
1	協働のまちづくりの推進	市内13地区にある住民自治協議会の組織の強化と活動を支援する。併せて、地域住民団体と協働して活動する市民活動団体等とのネットワークづくりと活動を支援する。		近年になって、人口の減少、少子高齢化社会の到来、本格的な地方分権の進展、及び市民のライフスタイルの多様化が急速に進行しているため、それらに起因する地域課題が深刻化しており、まちづくりを通じたそれらの解決への取り組みが急務となっている。	具体的な活動プラン(数値目標)	住民アンケート調査を基に地域計画を策定する。 【取り組む自治協】～3地区 ・向野地区住民自治協議会 ・東山香地区住民自治協議会 ・山浦地区町づくり推進協議会	地域計画を基に協働事業実施。 【取り組む自治協】～3地区 ・向野地区住民自治協議会 ・東山香地区住民自治協議会 住民アンケート調査をし、課題抽出を行う。 【取り組む自治協】～2地区 ・上地区住民自治協議会 ・奈狩江地区住民自治協議会	住民アンケート調査を基に地域計画を策定する。 【取り組む自治協】～2地区 ・上地区住民自治協議会 ・奈狩江地区住民自治協議会 地域計画を基に協働事業実施。 【取り組む自治協】～3地区 ・向野地区住民自治協議会 ・東山香地区住民自治協議会 ・山浦地区町づくり推進協議会	・住民アンケート調査を基に地域計画を策定する。 【取り組む自治協】～2地区 ・地域計画を基に協働事業実施。 【取り組む自治協】～5地区				
										進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	H28住民アンケート調査から地域課題の把握を行い、中長期的な事業計画を盛り込んだ「地域計画」を各地区とともに策定した。	向野・東山香・山浦の3地区は、策定した地域計画を基に協働事業に取り組み、奈狩江・上の2地区がアンケート調査から計画策定への取り組みを行った。	奈狩江・上の2地区がアンケート調査を基に地域計画を策定した。向野・東山香・山浦の3地区は、策定した地域計画を基に協働事業に取り組んだ。
										進捗度	100 %	100 %	100 %
	進捗評価	A	A	A									
【協働のまちづくり課】		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度										

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性	年度別計画					
			取組の目的		H29	H30	H31・R1	R2	
2	男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現には、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられているが、現実には男性中心の社会慣行や固定的な性的役割分担意識は根強く、男女平等の確立とさまざまな分野で男女が共に参画して活躍する社会の実現には多くの課題が残されている。	具体的な活動プラン(数値目標)	①「男女共同参画」啓発のため、市民まちづくり講演会を開催する(6月) ②「男女共同参画週間」(6月)及び「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)期間中に街頭啓発活動を実施する ③デートDV講座の開催(対象：中学3年生) ④各種審議会における女性割合の向上を図る ⑤「第2次男女共同参画プラン」策定に係る市民意識調査の実施(2,500人) ⑥「男女共同参画プラン」目標達成状況の検証。 ⑦「第2次男女共同参画プラン」策定(3月末まで)	①「男女共同参画」啓発のため、市民まちづくり講演会を開催する(6月) ②「男女共同参画週間」(6月)及び「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)期間中に街頭啓発活動を実施する ③デートDV講座の開催(対象：中学3年生) ④各種審議会における女性割合の向上を図る	①「男女共同参画」啓発のため、市民まちづくり講演会を開催する(6月) ②「男女共同参画週間」(6月)及び「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)期間中に街頭啓発活動を実施する ③デートDV講座の開催(対象：中学3年生) ④各種審議会における女性割合の向上を図る	①「男女共同参画」啓発のため、市民まちづくり講演会を開催する(6月) ②「男女共同参画週間」(6月)及び「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)期間中に街頭啓発活動を実施する ③デートDV講座の開催(対象：中学3年生) ④各種審議会における女性割合の向上を図る		
				①6/27杵築市健康福祉センターにて開催。 ②6/23、11/20に関係団体と協力し街頭啓発キャンペーンを実施。 ③12/20山香中学校、12/21杵築中学校、2/8宗近中学校にて3年生を対象に人権擁護委員協議会と協力し実施。 ④各種審議会における女性割合の向上は図れなかった。 ⑤7月に市民2500人を対象に実施。回収数754通(回収率30.2%) ⑥男女共同参画審議会において各課の目標達成状況について報告。 ⑦アンケートの集計、データ分析に手間取ったため、3月までにプランの作成ができなかった。 ④の改善策としては、女性委員の割合の向上を図るために、各課の所管している審議会等の改選時期等を把握し、女性の登用を呼び掛ける。	①6/27杵築市健康福祉センターにて講師を招いて開催した。 ②6/22、11/12に関係団体と協力し街頭啓発キャンペーンを実施 ③12/17杵築中学校、12/17宗近中学校、12/18山香中学校にて3年生を対象に人権擁護委員協議会と協力し実施 ④各種審議会における女性割合は微増にとどまった。 各課の所管する各種審議会の委員改選時期を把握した。改選時期に併せ、担当課に女性委員の積極的な登用をお願いする。	①6/25杵築市健康福祉センターにて講師を招いて開催 ②6/21、11/6に関係団体と協力し街頭啓発キャンペーンを実施 ③12/11宗近中学校、12/23山香中学校、1/17杵築中学校にて3年生を対象に人権擁護委員協議会と協力し実施 ④各種審議会における女性割合は若干減少した。 引き続き、各種審議会の委員改選時期に併せ、担当課に女性委員の積極的な登用をお願いする。			
		進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	70 %	75 %	75 %	%			
【人権・同和対策課】			最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	B	B	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性	年度別計画				
			取組の目的		H29	H30	H31・R1	R2
3	住民自治の充実	自治基本条例の運用について、自治基本条例運用推進委員会で検討し、条例の見直し等を行う。	平成25年3月に住民自治の充実を図ることを目的に、杵築市の最高規範となる「自治基本条例」を制定した。市民と行政、議会は、「参加及び参画」、「協働」、「情報共有」の3つの基本原則に基づき、まちづくりを進めていくと規定している。この条例が、杵築市にふさわしいものであるかどうかを検討していく必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	自治基本条例運用推進委員会を開催し、条文の内容や条文に沿った運営等について検討を行う。	自治基本条例運用推進委員会を開催し、条文の内容や条文に沿った運営等について検討を行う。	自治基本条例運用推進委員会を開催し、条文の内容や条文に沿った運営等について検討を行う。	自治基本条例運用推進委員会を開催し、条文の内容や条文に沿った運営等について検討を行う。
		自治基本条例運用推進委員会を設置し、自治基本条例が適切に運用されているか、十分な周知が行われているか、社会情勢の変化に対応しているか等を検討する。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	自治基本条例運用推進委員会を1回開催した。自治基本条例逐条解説の一部改正を行った。条文の内容や条文に沿った運営等については、指摘はなかった。	自治基本条例運用推進委員会を1回開催した。委員に確認した結果、年1回の開催でよいとのこと。条文の内容や条文に沿った運営等については、指摘はなかった。	委員の任期切れに伴い、委員の選考を行ったが、立ち上げから継続して委員であった方に再任の意向がなかった。 当該委員会は、条文の運用等チェックで、条文の解釈はもちろん、法的知識、市政に熟知した方が望ましく、委員の人選から難航し、委員会の開催までいかなかった。 本委員会は条例上「委員会の設置ができる」という規定である。第4次行革大綱の策定に合わせ、見直しを行う。その際は、委員会の設置の必要性をゼロから検討する。		
	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	100 %	100 %	- %	%	
	【総務課】		進捗評価	A	A	C		

(2) 市民参画機会の拡充

	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
						H29	H30	H31・R1	R2
4	市民活動に対する 支援機能の充実	ボランティアやNPOなど住民自らの手による地域づくりを支援するため、人的・財的支援機能の充実を図る。		少子高齢化や価値観の多様化、複雑化などに伴う公共サービスの需要増大と財政余力の低下により、すべての公共サービスを自治体だけで担うことが困難となっている。こうしたなか公共サービスの市民団体への委託、市民団体が行う公益的活動の促進・支援など、市民が主体的に公共サービスの担い手となる「新しい公共」の取り組みが活発化している。	具体的な活動プラン(数値目標)	地域で活動している団体からの提案を受けて市が支援を行う。(10団体)	地域で活動している団体からの提案を受けて市が支援を行う。(10団体)	地域で活動している団体からの提案を受けて市が支援を行う。(10団体)	地域で活動している団体からの提案を受けて市が支援を行う。(10団体)
	【協働のまちづくり課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	新しい公共の担い手であるNPO等の市民活動を側面から支援し活性化を図るとともに、協働によるまちづくりを推進するため、人材・活動拠点・資金調達・情報等に係る効果的・効率的な支援機能の充実が求められる。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	市民自らの企画提案による自由型での事業申請が市民団体よりあり、審査会を開催し、公益性の高い事業について実施された。改善策としては、より多くの事業申請を受け付けるために、HPや市報での広報に努める。	市民自らの企画提案による自由型での事業申請が市民団体より6件あり、審査会を開催し、公益性の高い5件の事業について承認を受け、実施された。	市民自らの企画提案による事業申請が市民団体よりテーマ型2件、自由型3件の計5件あり、審査会を開催した結果、公益性の高い事業として承認を受け実施された。	
				進捗度	80 %	50 %	50 %	%	
				進捗評価	B	B	B		

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
						H29	H30	H31・R1	R2
5	市民提案制度の充実	提案を受け付け、具体的で実現可能な提案かどうかの判断をする。		市民の皆さんの声を大切にし、市民の視点に立って市政を推進している中で、市民の皆さんが市政に対して創意工夫をして、事業提案ができる仕組み作りが必要である。	具体的な活動プラン(数値目標)	要綱の見直し 提案の受付、審査	提案の受付、審査	提案の受付、審査	提案の受付、審査
	【協働のまちづくり課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	市民の皆さんからの提案を精査し、事業化を検討の上、施策へ反映させる。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	市民提案型まちづくり事業の提案を受け、市民活動団体への財的支援を行った。(8団体 8事業の実施)	市民提案型まちづくり事業の提案を受け、市民活動団体への財的支援を行った。(5団体 5事業の実施)	市民提案型まちづくり事業の提案を受け、市民活動団体への財的支援を行った。(5団体 5事業の実施)	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%	
				進捗評価	A	A	A		

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
6	意見箱・メール等 による意見聴取	市民の意見については、職員間で情報を共有し、迅速に対応する意識を持つように広報広聴委員会等で周知を行う。また市でも積極的に情報提供できるよう市公式ウェブサイトの更新、SNSツールの活用に努めていく。	「市民の声」（庁舎設置の意見箱）や各課メールにより、幅広く市民の行政に対する意見、提言、苦情等を随時収集し、広く市政に反映させる必要がある。そのためには市民が市政へ興味を持ってもらう必要もあり、市政情報の十分な周知体制を確立する必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	- 各庁舎に設置している意見箱により市民の声を聴取し回答（対応）できるものは早急に回答（対応） - メールでの意見は意見のあった課と情報を共有し早急に回答（対応） - 毎月実施の広報広聴委員会で、行政に対しての意見、提案等の情報提供の共有化と対応の統一化を図る。 - 市ウェブサイトの更新（H29～H30）	- 各庁舎に設置している意見箱により市民の声を聴取し回答（対応）できるものは早急に回答（対応） - メールでの意見は意見のあった課と情報を共有し早急に回答（対応） - 毎月実施の広報広聴委員会で、行政に対しての意見、提案等の情報提供の共有化と対応の統一化を図る。 - 市ウェブサイトの更新（H29～H30） - 市ウェブサイトの操作研修の実施（H30）	- 各庁舎に設置している意見箱により市民の声を聴取し回答（対応）できるものは早急に回答（対応） - メールでの意見は意見のあった課と情報を共有し早急に回答（対応） - 毎月実施の広報広聴委員会で、行政に対しての意見、提案等の情報提供の共有化と対応の統一化を図る。 - 市ウェブサイト閲覧数 40万件の達成	- 各庁舎に設置している意見箱により市民の声を聴取し回答（対応）できるものは早急に回答（対応） - メールでの意見は意見のあった課と情報を共有し早急に回答（対応） - 毎月実施の広報広聴委員会で、行政に対しての意見、提案等の情報提供の共有化と対応の統一化を図る。 - 市ウェブサイト閲覧数 45万件の達成
					- 公式ウェブサイトリニューアル業務のプロポーザルの実施。 - 意見箱での意見 25件 - メール、手紙での意見 18件	- 公式ウェブサイト更新（H30. 8月～） - 市ウェブサイト操作研修（H30. 6月下旬） - 意見～意見箱18件、手紙17件、メール32件	【意見】意見箱56件、メール56件、手紙20件、電話34件、来庁等17件、要望等8件。 ※市民説明会を受け、19施設に意見箱を設置。その結果、財政健全化に関する意見・要望が半数以上あった。	
	【秘書広報課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	進捗度 100 % 進捗評価 A	100 % A	100 % A	%

(3) 市民満足度の充実

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性	年度別計画				
			取組の目的		H29	H30	H31・R1	R2
7	市民満足度調査の実施	直接市民の声を聞くために市民満足度調査を隔年で実施する。	市政全般にわたる市民の満足度や行政に対する意識などを調査し、政策・施策の方向性、優先度、事業実施の検討材料として活用する。また、行政評価や今後の施策・事業展開の参考にする。	具体的な活動プラン(数値目標)	調査実施年 無作為抽出2,000件	調査結果の活用検討	調査実施年 無作為抽出2,000件	調査結果の活用検討
			進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	アンケートの統計手法について、大分大学官学連携担当教授らと3回協議を実施。庁内連携は、面的把握のため、より精度を高める連携はできなかった。調査項目の精査を行い、住民負担にならないよう実施について見直しを含め検討を行う。	調査自体は隔年実施のため、課内において次年度に向けての検討を実施	予定通り実施し、初めて小5・中2にも協力を仰いだ。 総合計画の見直し時期（満了年度の2年度前）ごろの5年に1回を実施することが適当と思われる。		
			進捗度	— %	100 %	100 %	%	
	【政策推進課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	C	A	A	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性	年度別計画				
			取組の目的		H29	H30	H31・R1	R2
8	市政情報の積極的な公開・提供	職員の情報周知への必要性の意識を持ってもらい、各課の情報提供体制を統一化し、積極的に情報公開を行うよう広報広聴委員会等で調整を行う。また施策の決定経過など、市民が望む情報を積極的にわかりやすく提供し、意見を収集しながら計画策定を推進していく。	行政運営の透明性や公平性がより一層求められるなか、市政情報を積極的に公開し、また施策の決定経過など、市民が望む情報を積極的にわかりやすく提供していく必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	・市ウェブサイトの見直し（H29～H30） ・広報広聴委員会を毎月開催し、活動の明確化、情報提供の統一化を行う。 ・パブリックコメントの積極的な運用 ・記者会見の利用拡大	・市ウェブサイトの見直し（H29～H30） ・広報広聴委員会を毎月開催し、活動の明確化、情報提供の統一化を行う。 ・パブリックコメントの積極的な運用 ・記者会見の利用拡大	・広報広聴委員会を毎月開催。 ・パブリックコメントの積極的な運用 ・記者会見の利用拡大	・広報広聴委員会を毎月開催。 ・パブリックコメントの積極的な運用 ・記者会見の利用拡大
			各課において市の公式ウェブサイトなどを通じて、幅広く市民に情報提供を行い、市民が必要な情報をいつでも気軽に収集できるような環境整備を行う。またパブリックコメント制度も活用し、すべての計画策定において、市民に公表しながら計画策定を行う。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	・広報広聴委員会の毎月の実施 ・広報に関する研修会の実施（アクセシビリティについて） ・パブリックコメントの実施（3件） 今後とも毎月の広報広聴委員会の実施とパブコメの積極的な活用を推進する。	・市ウェブサイトリニューアル（H30.8月） ・広報広聴委員会の開催～3回実施 ・Instagram研修（11月～27名参加） ・パブリックコメントの実施（2件） ・記者会見発表案件数（66件～前年比8%減） 今後は広報広聴委員会を適宜開催し、パブコメの積極的な活用を推進する。	・市ウェブサイト操作研修～6月下旬2日間開催し、30名参加 ・広報広聴委員会～年5回実施 ・パブリックコメント実施～5件 ・記者会見発表案件数～51件 ・市ウェブサイト閲覧数～373,361件 市ウェブサイト掲載内容の充実・更新を図っていく。	
			進捗度	100 %	75 %	75 %	%	
	【秘書広報課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	B	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
9	総合窓口サービスの推進	総合窓口サービス導入のためのシステム費用、スペース確保、人員配置等の課題の洗い出し等を検討する。	現在、各種の手続きは、担当窓口で行う仕組みになっており、市民は手続きを行うために各窓口を移動しなくてはならないため利便性が悪い。	具体的な活動プラン(数値目標)	総合窓口サービスの課題の検討と窓口での市民サービスの向上を図る。			
			市民の利便性の向上を図るため、総合窓口サービスについて検討する。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	現庁舎では、スペースが限られており、完全なワンストップ化までは至っていないが、主に1階の各課にて担当課の担当者から細かな説明ができることから、現庁舎では総合窓口は設置しない方針としている。			
				進捗度	— %	%	%	%
	【総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	—	進捗評価	D			
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
10	環境保全の推進	市民・事業者・市職員への周知や第2次杵築市環境基本計画の進捗状況の評価を行い、望ましい環境像に近づける。	環境保全審議会を開催し、豊かな自然を守り、様々な環境問題を地域の問題としてとらえ、将来の望ましい環境像を考えるとともに、市民、事業者、環境保全活動団体関係者の環境意識の向上を図るため、第2次杵築市環境保全計画に基づき、市民・事業者・行政の協働のもと環境保全に取り組む。	具体的な活動プラン(数値目標)	平成29年度環境保全審議会開催(1回)	平成30年度環境保全審議会開催(1回)	令和元年度環境保全審議会開催(1回)	令和2年度環境保全審議会開催(3回程度)
			第2次杵築市環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政の協働のもと将来の望ましい環境像に近づける。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	平成29年度環境保全審議会を平成30年1月31日に委員14名の出席の元開催し、環境関連調査報告、環境基本計画における目標達成の進捗状況、公害防止協定締結案件等について審議した。	平成30年度環境保全審議会を平成31年2月18日に委員10名の出席の下開催し、環境関連調査報告、環境基本計画における目標達成の進捗状況、公害防止協定締結案件等について審議した。	令和元年度環境保全審議会を令和元年12月18日に委員10名の出席の下開催し、環境関連調査報告、環境基本計画における目標達成の進捗状況、環境基本計画の一部改訂等について審議した。	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%
	【生活環境課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A	

2. 効率的・効果的な行政運営

簡素で機能的な組織を構築し、職員の意識改革と能力向上を図るとともに、適正な職員配置に努めます。また、事務事業評価の体制を確立させ、PDCAマネジメントサイクルを活用して不断の見直しを行い、事務事業の重点化・効率化を図ります。

この項目では、（１）組織・機構の見直し（２）定員管理・給与等の適正化（３）職員の資質向上（４）事務の効率化の４項目を大項目に掲げ、２４項目について具体的な取り組みを行いました。

２４項目の進捗評価は、以下のとおりです。

評価基準	A. 予定どおり実施(プランどおり又はそれ以上実施)	B. 一部実施(プランより遅れて実施、目標未達成)	C. 未実施(未着手、全く進まなかった)	D. 中止(計画が中止となった)	評価なし
項目数	18	5	0	0	1

（１）組織・機構の見直し

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性	年度別計画				
			取組の目的		H29	H30	H31・R1	R2
11	指定管理者制度による管理運営の推進	運営面や効果等を検討し、メリットのあるものについては指定管理者による運営管理に移行する。	指定管理者制度を導入することにより、市民サービスや管理運営費等の改善が図られる。	具体的な活動プラン(数値目標)	指定管理者制度による管理運営の検討と更新 更新予定施設 8施設	指定管理者制度による管理運営の検討と更新 更新予定施設 1施設	指定管理者制度による管理運営の検討と更新 更新予定施設 2施設	指定管理者制度による管理運営の検討と更新 更新予定施設 8施設
			民間のノウハウの活用により、市民サービスと施設の運営管理の向上が図られる。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	7施設において更新を実施。 施設、整備の老朽化の進行など運営に利益が伴わず、今後管理者が見つからない恐れがある。 施設精査を担当課と協議し、改修すべきか廃止すべきかなどの対応を実施する。	2施設において更新を実施 うち1施設は、休止施設（大田いちみらんかえ）であった施設を指定管理した。 施設精査を担当課と協議し、改修すべきか廃止すべきかなどの対応を実施する	健康推進館のプール、向野コミュニティセンターを検討した。想定された相手方との協議不調により断念。 小規模事業においては、経済性が低いため直営以上の経費を生じる見込み。	
	進捗度	88 %			100 %	100 %	%	
	進捗評価	B			A	A		
【政策推進課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度						

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
						H29	H30	H31・R1	R2
12	アウトソーシング (外部委託等)の 推進	市が関与すべき分野や民間との役割分担など市行政の責任領域を見直し、外部活力の積極的な活用を図る。		行政責任に配慮しつつ、市民サービスの向上、効果的な事業執行を図ることが必要である。	具体的な活動プラン(数値目標)	該当する施設の調査・検討	該当する施設の調査・検討	該当する施設の調査・検討 ふるさと納税業務について外部委託実施	該当する施設の調査・検討
					進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	公共観光文化施設の外部委託等を実施。地域商社の立ち上げにより、「産品開発」等の検討、移行を協議している。改善策としては、現状把握を行い、担当課との協議を行う。	施設調査、次年度以降の委託については担当課と協議済。ふるさと納税業務には、31年度から実施するよう方向性を検討した。	ふるさと納税業務につき、地域商社「(株)きっとすき」へ委託することとした。相手方へのスムーズな事務移管ができた。	
					進捗度	50 %	100 %	100 %	%
	【政策推進課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	A	A		
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
						H29	H30	H31・R1	R2
13	水道事業の統合	簡易水道7事業のうち、1事業を平成30年4月1日に、6事業を令和2年4月1日に上水道へ統合する。		今後の給水人口減少に伴う収益の悪化や、多くの施設が耐用年数を迎えることによる維持・管理費の増加が、水道事業経営を圧迫することが危惧されている。こうした中、水道事業の安定経営に資するため水道料金の見直しに加え、事業の広域化や民営化等の組織再構築の動きが広がりをみせている。	具体的な活動プラン(数値目標)	相原簡易水道の上水統合に伴う準備 ①固定資産台帳整備(H28～H29年度分) ②条例の改正	1. 相原簡易水道の上水道への統合(H30.4.1) ①固定資産台帳整備(H29年度分) ②予定貸借対照表等の作成(相原分) 2. 6簡易水道事業(守江・豊洋・山浦・久木野尾・向野・俣水)の固定資産調査及び台帳作成	上記6簡易水道事業の上水統合に伴う準備 ①固定資産調査及び台帳作成 ②予定貸借対照表等の作成 ③条例の改正	上記6簡易水道事業の上水道への統合(R2.4.1)
					進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	今回の相原簡易水道の先行統合は、平成32年度に簡易水道事業を全廃し上水道へ統合するうえで、準備における課題や問題点を明確にする場となり、今後の6事業統合の対応を円滑に行うことに資するものであった。改善策としては、固定資産台帳整備に当初予定より多くの時間を要したことから、年度別工事情報等の振分作業に早めに着手する。	H30.4.1に相原簡易水道を上水道へ統合した。6簡易水道事業の固定資産調査及び台帳作成については、次年度において業者発注する見直しとなっている。	上水統合に伴う準備が完了し、R2.4.1に予定通り上水道への統合を完了する予定。	
					進捗度	100 %	50 %	100 %	%
	【上下水道課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	B	A		

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画			
					H29	H30	H31・R1	R2
14	図書館運営方法の見直し <							

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
15	地区公民館の事業 と運営方法の見直し	小規模多機能自治に向けての段階的移行 ①積極的に取り組む住民自治協議会は体制を整えて本格的に取り組む、事業計画策定についても直ぐに着手する。 ②試行的に取り組む住民自治協議会は気運を醸成しながら、必要最小限の体制を整えて試行的に事業に取り組む。事業計画策定については、地域住民へのアンケート調査等を実施した上で、次年度に着手する。 ③気運醸成に取り組む住民自治協議会は地域住民の理解を高める活動（意見交換会など）を現行の体制で行う。事業計画策定は次年度以降に着手する。	人口減少や少子高齢化問題は、杵築市でも深刻な問題となっている。そのような中、地域の課題や要望をとらえ、幅広い学習機会や社会教育事業の実践を行うことで、地域の協働と交流を創出し、地域住民が主体となった活動により、住みよい地域づくりを行うことが求められている。そのためには地域住民の生活課題や自発的な学習要求の把握に努め、きめ細かな事業展開を行うことで、周辺地区において住民の生活が豊かになるための地域づくりを行う必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	小規模多機能自治に ①積極的に取り組む自治協 ・移行判断 ・アンケート調査 ・住民説明会 ②試行的に取り組む自治協 ・移行判断 ・住民説明会 ③気運醸成に取り組む自治協 ・移行判断	①積極的に取り組む自治協 ・支援員配置（週3） ・事業計画策定 ・事業予算化 ・自治協活動 ・試行的事業実施 ②試行的に取り組む自治協 ・支援員配置（週1） ・アンケート調査 ・自治協活動 ・試行的事業実施 ・移行判断 ③気運醸成に取り組む自治協 ・住民意見交換会 ・自治協活動・移行判断	①山浦地区コミュニティセンター建設に伴い山浦地区公民館の廃止 ②小規模多機能自治に向けての段階的移行について、協働のまちづくり課の主導により進めていく。	①山香地域の全ての地区公民館（東、上、立石）の廃止 ②小規模多機能自治に向けての段階的移行について、協働のまちづくり課の主導により進めていく。
			近年、住民主体のまちづくり構想が進められている中、地域課題の解決に向け、地域住民が主体となった活動により、住みよい地域づくりを行うことは、公民館の基本方針でもある。今後の公民館は地域の拠点として、従来の公民館機能を備えつつ、自治協議会体制のもと、協働のまちづくりに向け、地域コミュニティ活動や事業を行っていく。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	①3協議会（東山香、山浦、向野）、②5協議会（東、八坂、奈狩江、大田、中山香）、③5協議会（杵築、大内、北杵築、上、立石）でプランどおり取り組んだ。	下記のとおり、協働のまちづくり課とともに取り組んできた。 ①5協議会（東山香、山浦、向野、上、奈狩江）、②4協議会（東、八坂、大田、中山香）、③4協議会（杵築、大内、北杵築、立石）	①山浦地区コミュニティセンター建設に伴う山浦地区公民館の廃止 ②小規模多機能自治に向け、協働のまちづくり課が主導して進めていくうえで、地区公民館を廃止していくことを政策調整会議で確認した。	
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	100 %	100 %	100 %	%
	【杵築市中央公民館】			進捗評価	A	A	A	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
16	市立幼稚園の見直し	幼稚園教育にとって望ましい集団生活を実践できる適正規模の基準の設定を具体的に 行い、公立幼稚園の今後の在り方について 計画を策定し実施する。	現在、公立幼稚園は杵 築地域に8園設置され ており、1小学校区に 1園（東小学校区のみ 2園、内1園休園）設 置されている。しか し、幼児数の減少や新 子育て新制度の施行に より定員割れが続き、 運営効率及び集団生活 を営むための規模が確 保できていない状況に ある。	具体的な 活動プラン(数値目 標)	幼稚園教育に取って望 ましい集団生活を実践 できる、適正規模の具 体的な基準の策定を行 い、公立幼稚園の今後 の在り方についての計 画の検討を行う	要綱（案）を策定、議 会等に説明し理解を求 め、平成31年4月1日 より施行の準備をす る。小規模な幼稚園が 増える中で、適正な運 営ができる幼稚園の在 り方について検討を行 う	要綱の制定（令和2年 4月1日施行） 預かり保育実施（令和 元年10月1日）の検 討	公立幼稚園の今後の 在り方について、実 施計画の策定を行う
			幼稚園教育にとって望 ましい集団生活が実践 できるよう、適正規模 の基準の策定を行い、 公立幼稚園としての今 後の在り方について計 画を策定する。	進捗状 況・実 績・効 果・未達 成理由・ 改善策	杵築市立幼稚園の休園 及び閉園に関する要綱 （案）の策定協議をし た。	要綱（案）の策定。9 月議会の全協にて議会 説明。 平成31年度の入園予 定者が少なかったた め、要綱の施行に至ら なかった。 預かり保育の検討を行 うなど、入園者の増を 図るとともに、適正な 運営ができる幼稚園の 在り方を検討	10月より15時以降の 預かり保育を開始。令 和2年度中の要綱制定 に向けて見直しを行っ た。 預かり保育の実施を広 めることにより入園児 の増を図る。	
				進捗度	100 %	80 %	80 %	%
	【教育総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	B	B	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
17	市立小学校の適正 配置	今後の児童数の変動についての推計から、 各学校における問題点の調査検討を行う。	現在は、杵築地域に7 校、山香地域に3校 （H29には2校）、 大田地域に1校となっ ている。今後も児童数 の減少が見込まれ、適 正配置の検討が必要と なってくると思われる。	具体的な 活動プラン(数値目 標)	適正配置を検討する上 で必要な今後の児童数 の推移について調査検 討を行う	児童数の変動の推計か ら各学校における課題 （問題点）を調査する	児童数の変動を勘案し ながら検討を行う	各学校の適正配置に ついて検討を行う
			児童数の変動を勘案し ながら、各小学校の適 正配置について検討す る。	進捗状 況・実 績・効 果・未達 成理由・ 改善策	令和5年度までの推移 を調査した。 改善策としては、学校 毎の課題の整理。	令和6年度までの推移 を調査した。 立石小を守る会と意見 交換を行った。 改善策としては、学校 毎の課題の整理。	令和7年度までの推移 を調査した。 複式学級を有する学校 について、小規模特認 校制度の導入について の検討を行った。 改善策としては、学校 毎の課題の整理。	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%
	【教育総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
18	包括支援センター 組織の見直し	○全世代対応型地域包括支援センターの設置方針、機構・所掌事務・運営方式等の検討・協議と庁内部署との連携・調整 ○包括的な相談支援体制の構築に並行し、各種福祉サービスの基礎となる地域福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画等の個別計画を一本化策定（「杵築市保健医療福祉総合計画2018」）	杵築市では、地域ケア会議等を通じ高齢者の「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んできたところだが、一方で、高齢者、児童、障がい者など対象ごとの従来の福祉サービスでは、世帯における複雑化、複合化した課題を抱えるニーズに対し、十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じている。 国では「地域共生社会」の実現に向けた施策として、世帯全体の課題を受け止める、市町村における総合的な相談体制づくりを進め、2020年（平成32年）以降を目処に全国展開を図ることとしている。	具体的な活動プラン(数値目標)	○新センター設置準備 ○保健医療福祉総合計画策定委員会を設置し、新センターの構想を含む包括的な相談支援体制を構築するための検討実施 ○障がいのある高齢者の支援等、世代を問わないケアマネジメントができる専門職種の人材育成 ○地域ケア会議、福祉・保健・医療・教育担当課連携会議等を通じた有機的連携体制の確立	○新センター開設（目標） ○包括的な相談支援体制を構築するために必要な専門職種の人材育成 ○地域ケア会議、福祉・保健・医療・教育担当課連携会議等を通じた有機的連携体制の確立	○新センター開設 ○包括的な相談支援体制を構築するために必要な専門職種の人材育成 ○地域ケア会議、福祉・保健・医療・教育担当課連携会議等を通じた有機的連携体制の確立	
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	○新センター設置準備のため各課ヒアリングを実施。 ○包括的相談支援体制の構築に向けた保健医療福祉総合計画を策定。 ○地域ケア会議を通じて専門職による多角的なケアマネジメントについて連携した体制の確立を推進。 〔改善策〕 ○新センター開設に向け各課の体制を確立する。 ○地域ケア会議での専門職や関係機関との連携をさらに推進する。	①新センター開設は未達成 ②包括的相談支援専門職種の人材育成を実施 ③地域ケア会議、福祉・保健・医療・教育担当課連携会議等を通じた連携体制の確立をさらに推進 ①新センター開設に向け各課の体制の確立 ②専門職種の人材育成をさらに進める ③専門職種や関係機関との連携をさらに推進	①新センターを委託により市社会福祉協議会内に開設（R2.4.1） ②包括的相談支援専門職種の人材育成を実施 ③地域ケア会議、福祉・保健・医療・教育担当課連携会議等を通じた連携体制の確立をさらに推進	
	【福祉推進課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 元 年度	進捗度	50 %	50 %	100 %	%
				進捗評価	B	B	A	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
20	ケーブルテレビ事業の管理運営方法の見直し	ケーブルテレビ事業の通常業務については、杵築市総合振興センターで運営できるよう指導を進め、平成30年度から予定しているケーブルテレビ幹線光化事業については現在の職員数2名で対応する。また、幹線光化事業では、他社との協業等をすすめ、ケーブルテレビ事業の収支状況の改善を図る。	平成28年度までに、ケーブルテレビ事業の安定的な運営を図るため、杵築市の第3セクターである「杵築市総合振興センター」への業務委託を徐々に進めてきた。平成29年度からは、杵築市総合振興センターによる運営をさらに進め、専門スタッフによる市民サービスの拡充、技術的改善による事業維持費の改善に取り組む必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	総合振興センターと市役所各部署の連携を深め、ケーブルネットワーク係の業務負担を軽減することにより、平成30年度からの幹線光化事業担当者を現行の職員2名で行える体制を整える。他市、他社との協業について、協議を行う。	○ケーブルネットワーク網FTTH化工事着工 ○業務委託先である総合振興センターへの指定管理制度への移行等を検討	幹線光化工事（各家庭に引き込み） （平成29年度に国庫補助金の採用から漏れ、工事が1年づつ後ろ倒しとなったため、取り組みが遅れる。） 目標：杵築地域2,000世帯引き込み	幹線光化工事（各家庭に引き込み） 光回線のIRU契約のスタートによるケーブル幹線維持費の軽減 目標：杵築地域2,000世帯引き込み
			杵築市総合振興センターの運営の自立を進め、ケーブルテレビにかかる市職員の人数を減らす。また、平成31年度から予定している幹線の光化による新サービスの提供、合わせて技術的改善を進め事業維持費の改善を進める。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	総合振興センターへの委託内容の見直し、番組制作スタッフの広報広聴委員会への参加等を通して、市職員の業務を見直し、市職員の少人数化を図った。また、他市、他社等との協業へ向け、庁議において協議を行った。目標は達成したが、次年度さらなる合理化へ向けて協議を行う。	ケーブルテレビFTTH化については、国の補助金が獲得できなかったため、事業規模を縮小したが、工事の着工は行った。総合振興センターへの業務委託は、令和元年度から指定管理制度へ移行する。 指定管理1年目は移行期間として、市職員を平成30年度と同数残すこととなった。令和2年度には市職員数の減を目指す。	国庫補助金を活用し、後ろ倒しとなった工事を実施したが、当初予定のルートの変更等で工事完了が次年度繰越となった。 工期延長となった時期までに必ず工事を終了させる。	
	【秘書広報課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	100 %	100 %	35 %	%
				進捗評価	A	A	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画								
						H29	H30	H31・R1	R2				
21	市立病院の在り方 についての検討	国・県の医療政策や建設市場の動向についての情報収集に取り組むとともに、受療動向分析や経営分析などを行いながら市立病院の在り方についての検討を行う。また、市と病院の連携を強化し、安定した黒字化実現のための経営改善に取り組む。		市立山香病院本館は昭和55年に竣工し、老朽化が著しく建て替えの検討が必要となっている。今後、人口や医療需要の減少が予測されることから、市民に対する公的医療の充実や医療提供体制の再構築を図る必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	市立病院基本構想策定	市立病院の在り方の検討 市立病院の経営改善の支援	市立病院の経営改善の支援	市立病院の在り方の検討 市立病院の経営改善の支援				
										進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	昨今の建設市場の高騰などにより建て替え事業を先送りすることが確認され、基本構想は策定せずにこれまでの検討結果や提言を答申書として市長に提出し、在り方検討委員会は解散となった。	国・県の医療政策や建設市場の動向について情報収集に努めるとともに市立病院の経営改善についての支援を行った。	毎月の運営会議において、収支状況報告と経営戦略を検討している。診療報酬改定に沿った病院機能や人員計画により安定した経営を行い、黒字となった。
	【医療介護連携課】	最終完了年度(達成目標年度)	平成 29 年度	進捗評価	A	A	A						
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画								
						H29	H30	H31・R1	R2				
22	本庁支所方式への 移行	分庁支所方式での課題、本庁支所方式に移行した場合の課題等の洗い出しを行う。		現在、大田庁舎は総合支所、山香庁舎に教育委員会と医療政策課、福祉関係の部署を配置、残りの部署は概ね杵築庁舎に配置されており、分庁方式では、非効率であるため、本庁支所方式への移行を検討する必要がある。しかしながら、平成23年度に、庁舎建設検討委員会を設置するための予算案が議会の時期尚早との判断から修正議決された経緯がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	各課へのヒアリングを実施し、課題の洗い出しを行う。	杵築本庁舎は7年後には耐用年数が到来し、庁舎の長寿命化や建てかえを見据えた検討が必要な時期が近づいてきている。庁舎は防災の拠点となることなどを踏まえて、耐震性や安全確保の観点を重視しつつ、各課にヒアリングを実施し、今後のあり方を検討しなければならない。						
										進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	平成23年度に検討中止。 庁舎建設の検討開始時には、本庁支所方式についても検討する。		
												進捗度	— %
	【総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	—	進捗評価	D								

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
23	組織機構の見直し	国や県の動向を注しながら、毎年度、各課・係の分掌事務の見直しを行い、課・係の新設、廃止、統合等を行う。	人口減少や少子・高齢化、地方分権の進展、景気の低迷など、社会情勢の変化に対応するとともに、東日本大震災や熊本地震による防災に対する意識の高まりなど、多様化する市民ニーズに対応できる組織・機構を構築する必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	各課へのヒアリングを実施し、必要に応じて組織の見直しを行う。	各課のヒアリングは実施しない。必要に応じて組織の見直しを行うこともありえる。	各課へのヒアリングを実施し、必要に応じて組織の見直しを行う。	各課のヒアリングは実施しない。必要に応じて組織の見直しを行うこともありえる。
			今後見込まれる行政需要や市民ニーズに的確に対応するため、常に最適な組織・機構へと見直しを行う。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	「協働のまちづくり課」及び「医療介護連携課」を新設し、地方創生と地域包括ケアシステムの構築・健康長寿のまちづくりを進める体制が構築できた。2年に1度若しくは3年に1度の見直しは必要である。毎年する必要があるは検討の余地がある。	「医療介護連携課」に「市民病院検討室」を新設し、市と病院の協力体制が強化され、病院の経営安定などを進める体制が構築できた。2年に1度若しくは3年に1度の見直しは必要である。	7課統合（32課→25課） 1. 総務課と秘書広報課を統合 2. 財政課と政策推進課を統合 3. 市民課と生活環境課を統合 4. 農林課と耕地水産課を統合 5. 福祉推進課と子ども子育て支援課を統合 6. 図書館と杵築市中央公民館と社会教育課を統合 ①課や係の統合等により繁忙期にマンパワーの投入・強化 ②組織のスリム化による意思疎通の円滑化 ③市政を効率的、効果的に推進 上記3点を進める体制が構築できた。 第4次行革大綱の策定に合わせ、更なる見直しを含め検討する。	
	【総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	100 %	100 %	100 %	%
				進捗評価	A	A	A	

(2) 定員管理・給与等の適正化

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
24	定員適正化の推進	総務省が示す定員モデルや類似団体の状況を踏まえ、行政需要の動向や業務内容の変化、機構改革に対応した適正な職員配置を行う。	現状の行政サービスの水準を維持するためには、職員数の更なる削減は困難であるが、民間委託等の推進や簡素で効率的な組織を構築することにより、適正な職員配置に努めていく必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	定員適正化計画を策定し、計画に基づき適正な人員配置を行う。	定員適正化計画を策定し、計画に基づき適正な人員配置を行う。	定員適正化計画を策定し、計画に基づき適正な人員配置を行う。	定員適正化計画を策定し、計画に基づき適正な人員配置を行う。
			適正な職員配置を行い、人件費の抑制に努める。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	平成29年度内に定員適正化計画の策定ができなかった。 平成30年4月1日策定済	次年度の退職予定者数が12名と多く、採用者を前倒して増員し、派遣者3名を受け入れた為、平成31年4月1日現在の計画値352名に対し354名となり2名の増となった。 次年度の採用者数を減員する。	職員数目標348名(再任用含む)に対し、349名となり、1名の増となった。今後の採用計画の見直しに取り組んだ。 緊急財政対策のため、R2年度以降の採用見直しに取り組む、減員計画となるが、適正配置に今後とも取り組んでいく。	
				進捗度	— %	75 %	100 %	%
	【総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	C	B	A	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
25	嘱託員・臨時職員の適正配置	民間委託が可能な業務の洗い出しや組織の見直しを行い、嘱託員・臨時職員を適正に配置する。	正規職員を削減したための代替えとして、嘱託員・臨時職員を採用しており、年々増加している。	具体的な活動プラン(数値目標)	民間委託が可能な業務や組織の見直しを検討	令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、現在の嘱託員・臨時職員の任用形態の見直しを行う。	令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、現在の嘱託員・臨時職員の任用形態の見直しを行う。	会計年度任用職員制度に基づき、適正に会計任用職員(旧嘱託員・臨時職員)の任用を行う。
			民間委託等の推進や効率的な組織を構築することで適正配置に努めていく必要がある。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	H29.4.1現在 市長部局 105名 教育委員会部局 118名 業務増の為、市長部局において4名増となったが市全体としては7名減となっている。 改善策としては、市長部局について業務見直しを行い、減員に努める。	全課を対象にヒアリングを実施し、非常勤特別職及び各課雇用の職員についても職の洗い出しを行い、現行運用の制度導入時における改善点を指摘した。	会計年度任用職員制度に伴う任用形態の見直し、構築を実施 業務の洗い出しによる適正配置に努め、緊急財政対策により、R2年度の配置人数を197名(予算ベース)とする計画目標を設定。合わせて、R3年度は172名を目標とした。	
				進捗度	50 %	100 %	100 %	%
	【総務課・教育総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	A	A	

●定員適正化（定員管理）の実施状況

別表 1

(単位：人)

年 度	H17.4.1 実績	H18.4.1 実績	H19.4.1 実績	H20.4.1 実績	H21.4.1 実績	H22.4.1 実績	H23.4.1 実績	H24.4.1 実績	H25.4.1 実績	H25.4.1 目標数	H26.4.1 実績	H27.4.1 実績	H28.4.1 実績	H29.4.1 実績	H30.4.1 実績	H31.4.1 実績	R2.4.1 実績
普 通 会 計	339	332	336	322	303	301	298	288	286	285	292	293	303	299	300	303	286
一 般 行 政	270	267	270	259	242	239	237	225	222	224	230	235	245	242	240	246	229
教育	69	65	66	63	61	62	61	63	64	61	62	58	58	57	60	57	57
公営企業等会計（病院除く）	72	57	39	38	43	42	41	39	40	42	39	38	36	36	36	37	39
計	411	389	375	360	346	343	339	327	326	327	331	331	339	335	336	340	325

市町村合併以降「退職者の3分の1採用」による職員の削減に取り組んだことにより、平成25年4月1日の職員数は326人となり、目標を上回る削減を達成しました。平成26年度からの「定員適正化計画」では、新たな行政需要などにより、さらなる人員削減は困難であると判断し、制度改正や市民サービス向上のための政策を推進するため、専門職の採用を行ったことから、平成31年4月1日の職員数は340人となり、平成25年対比で14人の増となりました。平成30年度には、それまでの「杵築市定員適正化計画」の見直しを行い、令和4年4月1日時点の再任用職員を除く職員数を329人とする新たな目標を設定しました。

※ 類似団体との比較

類似団体(人口5万人未満、産業構造Ⅱ次、Ⅲ次90%未満かつⅢ次55%未満の団体)での人口1万人当たり職員数では、杵築市は102.93人（H31.4.1）で全国35団体中、職員数が少ない方から数えて19位です（平均97.93人）。（県内での類似団体（全3団体）の中では職員数最小）

【参考】H30.4.1では100.43人で全国35団体中、職員数が少ない方から数えて18位（平均97.21人）

【今後の方針】

「行政改革集中改革プラン」、「行政改革アクションプラン（前期プラン）」での取り組み項目「退職者の3分の1採用」を実施したことにより、職員数は目標とおり減少してきました。平成30年に策定した「杵築市定員適正化計画」においては、前年度退職者数の8割補充を基本とし、退職予定者の9割程度が再任用を希望することを想定し、平成30年4月1日時点の職員合計数350人（うち、再任用職員14人）を令和4年4月1日時点においても保つこととし、351人（うち、再任用職員22人）を目標としたものとなっていました。平成31年度における類似団体の職員数平均が平成30年度に比べ0.72人増加しているのに対し、本市では2.5人増加しており、類似団体に比べ職員の増加率が高く、「杵築市定員適正化計画」の見直しを行い、事務事業の見直しなどによる職員数の適正化に努め、職員総数の削減を図ります。また、財政状況の悪化に鑑み、「緊急財政対策」として、令和3年度及び令和4年度の新規採用の見送りを決定しました。

●嘱託員・臨時職員の適正配置の状況

(単位：人)

部 局	嘱託・臨時の別	H21	H22.4.1	H23.4.1	H24.8.1	H24—H21	H25.8.1（参考）	H26.8.1（参考）	H27.8.1（参考）	H28.8.1（参考）	H29.8.1（参考）	H30.8.1（参考）	R1.8.1（参考）	R2.4.1（参考）
市長部局	嘱託員	47	41	47	47	0	47	46	53	54	59	62	61	58
	臨時職員	43	50	37	43	0	35	45	53	49	41	34	31	
	計	90	91	84	90	0	82	91	106	103	100	96	92	
教育委員会部局	嘱託員	68	66	75	75	7	72	75	60	61	58	65	69	116
	臨時職員	45	58	69	69	24	73	66	80	63	55	64	63	
	計	113	124	144	144	31	145	141	140	124	113	129	132	
市長部局＋教育委員会部局		203	215	228	234	31	227	232	246	227	213	225	224	174
アクションプラン目標数		203	200	197	193	△10	—	—	—	—	—	—	—	—

平成24年8月1日現在、「行政改革アクションプラン（前期プラン）」では10人減の目標が、31人増となっています。これは小中学校図書司書や小学校複式学級解消のための教諭を雇用したことなどによる教育委員会部局の増が主な要因です。

令和2年度から、地方公務員法の改正により、それまでの、嘱託員、臨時職員は、会計年度任用職員となりました。また、業務委託、「緊急財政対策」に伴う業務の見直しに伴い、人数が減少しました。

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
26	給与の適正化 【総務課】	国や県の状況、ラスパイレス指数等を踏まえ、給与制度や運用等の見直しを図る。	今後も厳しい財政状況が続くと予想されており、人件費の上昇による財政負担を回避するため、職員の給与等の適正化を図らなければならない。	具体的な活動プラン(数値目標)	給与水準の抑制を図る	給与水準の抑制を図る	給与水準の抑制を図る	給与水準の抑制を図る
			国、県、民間の給与水準を注視し、適正な給与水準を確保する。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	給与カットの実施（平均1.1%） 削減額 1,400万 今後とも給与水準の抑制に努める （給与カットの実施予定 平均1.3%）	給与カットの実施（平均1.3%） 削減額 1,600万 今後とも給与水準の抑制に努める （給与カットの実施予定 平均1.3%）	給料カットの実施（4月～12月平均1.5% 1月～3月平均5%） 削減額 3,200万 令和2年度は年間を通じて給料平均5%カットを実施	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
27	諸手当の見直し 【総務課】	国や県の動向に注視し、諸手当の見直しを行う。	人事院勧告や人事委員会勧告に従い諸手当の改定を行ってきたが、今後も制度の趣旨に合致しないものは、廃止や見直し等の是正を図っていく必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	制度の趣旨に合致しないものについて廃止や見直し等を行う。	制度の趣旨に合致しないものについて廃止や見直し等を行う	制度の趣旨に合致しないものについて廃止や見直し等を行う	制度の趣旨に合致しないものについて廃止や見直し等を行う
			制度の趣旨に合致しない諸手当については是正を図る。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	人事院勧告に準じ扶養手当の改正を実施。今後も人事院勧告に準じ手当の改正を行う。	H30.4.1から住居持家手当を廃止 今後とも人事院勧告に準じ手当の改正を行う	大分県人事委員会勧告に準じ住居手当の改正を見送り。 今後とも国や県の動向に注視し、諸手当の適正な見直しを行う。	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A	

(3) 職員の資質向上

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
						H29	H30	H31・R1	R2
28	人材育成の推進	職員を対象に各種研修を開催するとともに、自治人材育成センターで開催される研修等を職員に受講させる。		地方分権の進展に伴い、地方は、それぞれの特性を活かした自主的・自立的なまちづくりを行わなければならない。こうした状況に適切に対応するため、職員一人ひとりが意識改革を行い、自己研さんに努めていかなければならない。	具体的な活動プラン(数値目標)	研修計画を策定し、計画に従って研修を受講させる。	研修計画を策定し、計画に従って研修を受講させる。	研修計画を策定し、計画に従って研修を受講させる。	研修計画を策定し、計画に従って研修を受講させる。
	【総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	地方分権時代にふさわしい人材の育成を図りながら、多様化する市民ニーズを的確に把握し、質の高い行政サービスを持続的に提供する。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	研修計画を策定し、計画に従って研修を受講させた。H29年度研修センター参加実績195人	研修計画を策定し、計画に従って研修を受講させた。H30年度研修センター等参加実績188人	研修計画を策定し、計画に従って研修を受講させた。H31年度研修センター等参加実績103人	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%	
				進捗評価	A	A	A		

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
						H29	H30	H31・R1	R2
29	人事評価制度の推進	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力や挙げた業績を把握したうえで行われる人事評価システムを活用し、これを任用、分限その他人事管理の基礎とする。		地方公務員法が改正により、能力本位の任用制度の確立や人事評価制度の導入、分限理由の明確化が求められている。	具体的な活動プラン(数値目標)	人事評価システムの適切な運用を図り、職員の任用等、人事管理の基礎とする。	人事評価システムの適切な運用を図り、職員の任用等、人事管理の基礎とする。	人事評価システムの適切な運用を図り、職員の任用等、人事管理の基礎とする。	人事評価システムの適切な運用を図り、職員の任用等、人事管理の基礎とする。
	【総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	職員の任用、分限等は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	人事評価システムの適切な運用を図り、職員の任用等、人事管理の基礎とした。	人事評価システムの適切な運用を図り、職員の任用等、人事管理の基礎とした。	人事評価システムの適切な運用を図り、職員の任用等、人事管理の基礎とした。	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%	
				進捗評価	A	A	A		

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
30	職員提案制度の推進	定期的に、職員より提案を促す。	市政運営に関する改善及び政策の実現化に向け、職員の積極的な提案を奨励し、職員の創造力、研究心及び市政運営への参加意欲を高めるとともに政策形成能力の向上を図り、市の施策に反映させることによって、市政の効果的・効率的な運営に努める。	具体的な活動プラン(数値目標)	推進月間を設け、積極的な提案を促す。	推進月間を設け、積極的な提案を促す。	推進月間を設け、積極的な提案を促す 予算措置を必要とする提案もなされることから、募集期間の設定を早め実施する	推進月間を設け、積極的な提案を促す 予算措置を必要とする提案もなされることから、募集期間の設定を早め実施する
			職員の市政への参加意識や政策形成能力を高めるとともに、広い視野を持ち課題に積極的に挑戦する意欲ある職員の育成を図る。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	職員提案に対するテーマ設定等ができなかった。 改善策としては、職員提案を取上げ、積極的に実施できる環境を整備していく。	10月を推進期間とし提案募集を実施した。(30年度は3名から4提案あり、31年から実施予定) 予算に絡む提案もあることから、次年度においては6月までに募集を実施する	6月～7月に提案月間を設け庁内募集を行い、審議にかけた。 事務改善程度の提案に留まっており、事業提案や新分野施策提案につなげていないのは、提案者を担当者として異動・予算措置まで担保していないことが原因である。	
				進捗度	- %	100 %	100 %	%
	【政策推進課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	C	A	A	

(4) 事務の効率化

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
31	庁内システムの最適化	基幹系及び個別システムの更新時期に庁内仮想サーバ基盤への統合やクラウド化を検討し、また、再リース等を行うことによりライフサイクルに係るコスト削減を図る。	業務システムを導入することにより、業務効率を図り市民サービスに努めるとともに個人情報保護の観点からL G W A N等ネットワーク回線への最適化が必要である。	具体的な活動プラン(数値目標)	庁内情報システム及びライフサイクルに係るコスト調査	庁内情報システム及びライフサイクルに係るコスト調査	庁内情報システム及びライフサイクルに係るコスト調査	庁内情報システム及びライフサイクルに係るコスト調査
			個別システムの庁内仮想サーバ基盤への統合やクラウド化を検討し、情報システムの最適化及びコスト削減を図る。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	・全庁の情報システム及びライフサイクルに係る調査実施(1回)→中長期財政計画等に反映 ・再リースによるコスト削減(5契約分) ・個別システムの庁内仮想サーバ基盤への統合(2システム) ・個別システムのクラウド化推進(1システム)	・全庁の情報システム及びライフサイクルに係る調査実施(1回)→中長期財政計画等に反映 ・再リースによるコスト削減(5契約分) ・個別システムの庁内仮想サーバ基盤への統合(2システム) ・個別システムのクラウド化推進(1システム)	・全庁の情報システム及びライフサイクルに係る調査実施(1回)→中長期財政計画等に反映 ・再リースによるコスト削減(4契約分) ・個別システムの庁内仮想サーバ基盤への統合(3システム) ・個別システムのクラウド化推進(1システム)	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%
	【総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
32	情報セキュリティの強化 【総務課】	情報セキュリティ研修を実施し、職員の情報セキュリティに対する意識向上を図る。また、業務における個人情報の取り扱い、保管方法等のセキュリティ監査を実施する。	自治体を標的としたサイバー攻撃や番号制度の開始による個人情報保護の観点から、情報セキュリティ対策の強化を実施する。	具体的な活動プラン(数値目標)	情報セキュリティ研修(1回) 外部監査実施(6課の実施)	情報セキュリティ研修(1回) 外部監査実施(6課の実施)	情報セキュリティ研修(1回) 外部監査実施(7課の実施)	情報セキュリティ研修(1回) 外部監査実施(6課の実施)
			情報セキュリティインシデントの未発生	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	・情報セキュリティ研修(全職員1回・新採用1回) ・外部監査実施(6課) ・内部監査実施(4課)	・情報セキュリティ研修(全職員1回・新採用1回・臨時嘱託1回) ・外部監査実施(6課) ・内部監査実施(6課)	・情報セキュリティ研修(全職員1回・新採用1回) ・外部監査実施(7課) ・内部監査実施(6課)	
			最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	100 %	100 %	100 %
				進捗評価	A	A	A	%
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
33	事務マニュアルの整備 【総務課】	既に作成している事務マニュアルについて、内容の見直しを行う。	日常業務において、担当者が不在時でも他の職員が対応できるように、また、スムーズに事務引継ぎが行えるように事務マニュアルを作成しており、制度改正や分掌事務の変更等に対応するため、毎年度、見直しを行う必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	各課に事務マニュアルを見直すよう通知し、総務課に提出させる。	各課に事務マニュアルを見直すよう通知し、総務課に提出させる。	各課に事務マニュアルを見直すよう通知し、総務課に提出させる。	各課に事務マニュアルを見直すよう通知し、総務課に提出させる。
			事務マニュアルを整備し、日常業務や事務引継ぎに活用する。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	全ての課・係において、マニュアルの内容更新を行った。 全ての課・係において、日常業務や事務引継ぎに活用できた。	全ての課・係において、マニュアルの内容更新を行った。 全ての課・係において、日常業務や事務引継ぎに活用できた。	全ての課・係において、マニュアルの内容更新を行った。 全ての課・係において、日常業務や事務引継ぎに活用できた。	
			最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	100 %	100 %	100 %
				進捗評価	A	A	A	%

3. 健全な財政運営

効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中を図り、徹底したコスト意識による経費の節減、限られた財源の最適な配分を図るとともに、歳入の確保に努めることにより、持続可能な財政基盤の確立に取り組むものとします。また、公共施設の適正配置と健全運営、施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減と平準化を図ります。

この項目では、（１）財政基盤の確立（２）歳入の確保（３）歳出の抑制の３項目を大項目に掲げ、３８項目について具体的な取り組みを行いました。３８項目の進捗評価は、以下のとおりです。

評価基準	A. 予定どおり実施(プランどおり又はそれ以上実施)	B. 一部実施(プランより遅れて実施、目標未達成)	C. 未実施(未着手、全く進まなかった)	D. 中止(計画が中止となった)	評価なし
項目数	11	24	2	0	1

（１）財政基盤の確立

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
34	健全な財政運営	予算査定を厳密に行い、過大予算とならないよう財政規律の維持を図る。	市税の伸びが期待できず、地方交付税も縮減されていく中で、各種の施策を実施しなければならない。単年度では収入の確保と歳出の抑制を図り、後年度への財政負担を軽減するために地方債残高・基金積立額の適正な管理が必要である。	具体的な活動プラン(数値目標)	(H29) 予算規模 194億円以内 (H29決算ベース) 経常収支比率 94.6%以内 普通会計地方債残高 243.9億円以内 普通会計基金残高 88.8億円以上	(H30) 予算規模 217億円以内 (H30決算ベース) 経常収支比率 94.6%以内 普通会計地方債残高 254.2億円以内 普通会計基金残高 79.2億円以上	(H31) 予算規模 197億円以内 (H31決算ベース) 経常収支比率 94.6%以内 普通会計地方債残高 262.9億円以内 普通会計基金残高 69.6億円以上	(H32) 予算規模 176億円以内 (H32決算ベース) 経常収支比率 94.6%以内 普通会計地方債残高 258.1億円以内 普通会計基金残高 64.2億円以上
			①経常収支比率を今後5年間、95%以下に抑制 ②地方税、地方交付税等の一般財源を総額120億円以上維持 ③地方債残高を最高270億円以内に抑制 ④普通会計基金残高として50億円を維持	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	(H29) 最終予算規模 207億円 (H29決算) 経常収支比率 98.5% 普通会計地方債残高 239.0億円 普通会計基金残高 105.1億円 一般財源総額に留意しながら、適正な予算規模の編成を行い、財政規律の維持を図る。	(H30) 最終予算規模 221億円 (H30決算) 経常収支比率 100.9% 普通会計地方債残高 233.6億円 普通会計基金残高 95.7億円 一般財源総額に留意しながら、適正な予算規模の編成を行い、財政規律の維持を図る。	(R1) 最終予算規模 230億円 (R1決算) 経常収支比率 100.9% 普通会計地方債残高 247.3億円 普通会計基金残高 87.7億円 第4次行財政改革大綱「未来戦略推進プラン」に掲げた主な目標の達成に向け、プラン「財政規律の制定」や「予算編成手法の見直し」等に取り組み、適正な予算規模の編成を行い、財政規律の維持を図る。	
	【財政課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	30 %	30 %	30 %	%
			進捗評価	B	B	B		

◆普通会計の実質債務残高等の推計目標と実績

(単位：百万円)

会計年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	目標数	実績	目標数	実績	目標数	実績	目標数	実績	目標数	実績	目標数	実績	目標数	実績
地方債残高(A)	23,835	23,183	24,410	22,985	25,417	23,688	24,507	23,171	24,392	23,900	25,439	23,359	27,431	24,726
債務負担行為額(B)	336	689	285	1,142	1,142	1,338	1,338	1,559	1,559	2,193	1,559	4,290	4,290	1,558
主要基金残高(C)	6,604	6,648	6,815	6,627	7,589	6,860	7,653	7,494	6,182	7,177	5,380	6,261	5,999	5,416
実質収支額(D)	500	801	500	545	176	814	311	687	0	498	0	408	0	486
実質債務残高 (A + B - C - D)(E)	17,067	16,423	17,380	16,955	18,794	17,352	17,881	16,549	19,769	18,418	21,618	20,980	25,722	20,382
標準財政規模(F)	10,893	10,819	10,893	10,698	10,698	10,841	10,841	10,677	10,677	10,596	10,677	10,455	10,455	10,403
実質債務残高倍率 (E / F × 100)(G)	157%	152%	160%	158%	176%	160%	165%	155%	185%	174%	202%	201%	246%	196%

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性		年度別計画				
				取組の目的			H29	H30	H31・R1	R2
35	新地方公会計の整備	公会計での財務書類を作成、財務内容の分析を実施する。		財政のマネジメント強化を図り、地方公会計を予算編成等に活用するため、平成27年1月、国から新地方公会計制度に基づく財務書類の作成について、すべての地方公共団体が平成29年度までに取り組むよう通知があった。		具体的な活動プラン(数値目標)	H28決算での財務書類を作成(初年度目)	H29決算での財務書類を作成(2年度目)他団体との比較など分析を実施	H30決算での財務書類を作成(3年度目)他団体との比較など分析を実施 公共施設のマネジメントを実施	H30決算での財務書類を作成(3年度目)他団体との比較など分析を実施 公共施設のマネジメントを実施 セグメント分析を活用し、予算編成に活用
				新地方公会計による財務書類(決算資料)を作成、分析し、予算編成・中期財政計画に活用する。		進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	H28決算の財務書類作成済み。 引き続き取組の目的に沿って作成及び分析を行う。	H29決算の財務書類作成済み。 他団体との比較など分析を実施 引き続き取組の目的に沿って作成及び分析を行う。	H30決算の財務書類作成済み。 他団体との比較など分析を実施。 公共施設マネジメントについては、未実施。 R2に開始予定。 公共施設マネジメントは、管財係を中心に専門部会で検討した第4次大綱のプランの取組に従い、個別施設計画を推し進める。	
						進捗度	100 %	100 %	80 %	%
	【財政課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	B			
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性		年度別計画				
				取組の目的			H29	H30	H31・R1	R2
36	財務事務の見直し	財務規則については随時のほか、3年に1度、全体的に見直す。その他、補助金等交付規則、事務決済規程、委員会等の収入および支出に関する事務の補助執行に関する規程等関連する規則・規程は随時見直す。		財務事務は適正な処理が必要であるが、処理手続に期間を要したり、内容が煩雑で誤りが起きやすいため、事務の簡素化を図ることが求められている。		具体的な活動プラン(数値目標)	財務規則・その他関連する規則・規程の見直しを実施	その他関連する規則・規程の見直しを実施	財務規則の全般的な見直しを実施 その他関連する規則・規程の見直しを実施	財務規則・その他関連する規則・規程の見直しを実施
				自治法の範囲内で事務が簡素化されるよう、財務規則その他関連する規則・規程を見直す。		進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	平成28年度中に全体的な見直しを行い、平成29年4月1日付けで財務規則及び事務決裁規程を改正した。予算担当者等へ説明会を実施し、事務執行の簡素化と判断基準の明確化等により、事務の効率化が図れた。 引き続き取組の目的に沿って事業を実施する。	平成30年8月1付けで財務規則及び事務決裁規程を一部改正。(公共料金明細事前通知サービスに対応) 引き続き取組の目的に沿って事業を実施する。	見直しの結果、改正の必要がないと判断 引き続き取組の目的に沿って事業を実施する。	
						進捗度	100 %	100 %	100 %	%
	【財政課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A			

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
37	公営企業の経営健全化	法適公営企業の経営状況の把握と健全化計画策定支援。	法適化公営企業の経営健全化により独立採算を目指す。	具体的な活動プラン(数値目標)	公営企業（法適）の将来収支試算（事業の実施計画ヒアリング）	公営企業（法適）の将来収支試算（事業の実施計画ヒアリング）ローリング	公営企業（法適）の将来収支試算（事業の実施計画ヒアリング）	公営企業（法適）の将来収支試算（事業の実施計画ヒアリング）
			法適公営企業の黒字化を目指す。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	法適公営企業の実施計画ヒアリング等を実施した。平成29年度決算では水道、工業用水道事業は黒字、病院事業は赤字となった。今後も経営状況を把握し、黒字化を目指す。	法適公営企業の実施計画ヒアリング等を実施した。平成30年度決算では水道、工業用水道事業、病院事業、全て黒字となった。今後も経営状況を把握し、黒字化を目指す。	法適公営企業の実施計画ヒアリング等を実施した。平成30年度決算では水道、工業用水道事業、病院事業、全て黒字となった。今後も経営状況を把握し、黒字化を目指す。	
				進捗度	67 %	100 %	100 %	%
	【財政課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	A	A	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
38	特別会計の見直し	公営企業が主体となって行う移行作業について、必要な情報提供と支援を行う。具体的には、体制の整備・ロードマップの作成・資産情報の把握・収支計画の策定・条例規則の整備等の情報提供・協議を実施する。	法非適公営企業として活動している簡易水道事業と下水道事業は、国の要請により法適化が求められている。特に人口3万人以上の団体は、H27からH31までの集中取組期間での移行を強く要請されており、この期間であれば地方財政措置も受けられるため、H31までに法適化を目指す。	具体的な活動プラン(数値目標)	法適化までのロードマップ作成支援 資産情報取得支援 収支計画案作成支援	資産情報取得支援 収支計画案作成支援	収支計画作成支援 条例規則等整備支援 体制整備支援 法適化移行支援	法適化運用開始
			簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の4会計を法適化へ移行する。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	法非適公営企業の法適化について、情報提供・支援を実施した。公営企業法適用に向けて、連携していく。	法非適公営企業の法適化について、情報提供・支援を実施した。公営企業法適用に向けて、連携していく。	法非適公営企業の法適化について、情報提供・支援を実施した。公営企業法適用に向けて、連携していく。	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%
	【財政課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A	

(2) 歳入の確保

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
39	公金預金の運用管理	財政調整基金等一部の基金について、債券による運用益の拡大を図る。	日本経済は回復基調にあるものの、杵築市においては長引く景気低迷と人口の減少により、自主財源の大半を占める市税の増収が見込めない状況に加え、地方交付税の一本算定への移行に伴う縮減により、さらに厳しい財政運営が予想される。 ・基金 106.9億円 (うち債券34.7億円) ※29.3.31現在	具体的な活動プラン(数値目標)	財政調整基金、減債基金、合併振興基金、地域福祉基金で債券運用を行う。 運用利子収入19,426千円	財政調整基金、減債基金、合併振興基金、地域福祉基金で債券運用を行う 運用利子収入18,852千円	基金の一括運用を開始する 運用利子収入16,933千円 今後、金利の動向を注視しながら、H28に購入(20年債)した低金利の債券3本を売却したい。利子収入▲690千円、却益収入700千円。	基金一括運用利子収入14,961千円 基金取崩しによる残高の減少及び低金利により、中長期債券、既発債の償還年数が数年の債券の購入を検討
			財産の運用による自主財源の確保	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	新たに2億円の地方債を購入し、運用利子収入 19,885千円を得ることができた。 改善策として、基金の減少と低金利市場を考慮して、定時償還債(20年)を購入した。	新たに1億円の地方債を購入し、運用利子収入 19,042千円を得ることができた。 基金の減少と低金利市場を考慮して、定時償還債(20年)を購入した。次年度から、基金の一括運用を開始する。	基金の一括運用を開始した。また、高金利の20年債以外8本を売却したことにより、運用利子収入は16,100千円となったが、売却益を22,463千円得た。 基金の一括運用を開始した。また、緊急財政対策のため、高金利の債権以外を売却した。	
	【会計課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	100 %	100 %	95 %	%
				進捗評価	A	A	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
40	使用料の見直し 【財政課】	①各施設ごとの管理経費、更新経費を算定 ②使用状況の調査、見込の推計（利用者数、収入金額、単価） ③料金を見直した場合の収支試算	行政財産（施設等）については、住民サービスの観点から管理経費（歳出）のすべてを使用料（歳入）で賄うとは考えていないが、使用料収入がかなり少ない状況である。再度、使用状況と管理経費、使用料の収受を把握し、見直しを検討する必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	各施設の管理経費を把握 使用状況を調査 ※使用料及び手数料収入額（予算・決算） 440,000千円を維持	各施設の更新経費を把握 使用状況調査のローリングと今後の推計 新料金の設定、見直した場合の収支試算 ※使用料及び手数料収入額（予算・決算） 440,000千円を維持	料金改定 住民への周知 ※使用料及び手数料収入額（予算・決算） 446,600千円を確保	改定後の料金で運営 ※使用料及び手数料収入額（予算・決算） 453,200千円を確保
			①施設等管理経費の把握による料金の改定 ②施設等更新（建替えた場合や改修した場合）経費の把握による新料金の設定 ③消費税率改定にも対応できる料金設定	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	（当年度決算額） 使用料及び手数料収入額 453,972千円 改善策としては、消費税率の改正を見据えながら、各施設の管理経費を把握し、見直しを行う。	（当年度決算額） 使用料及び手数料収入額 464,721千円 消費税率の引上げに伴う使用料の見直しを行った。 使用料の算定に係る統一的基準を策定し、使用料の改定を行う。	（当年度決算額） 使用料及び手数料収入額 456,462千円 緊急財政対策として、温泉場、プール、ケーブルテレビ等の見直しを実施。引き続き行財政改革部会で統一の基準等を作成し見直しを推進する。 使用料の算定に係る統一的基準を策定し、使用料の改定を行う。	
				進捗度	— %	50 %	70 %	%
			最終完了年度(達成目標年度) 令和 2 年度	進捗評価	C	B	B	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
41	税収の確保 【税務課】	・口座振替の推進 ・督促状による納期限10日以降後の滞納処分を早期着手する。 ・職員の自治大学（徴収コースへ研修派遣をし、徴収の専門的ノウハウを持つ職員を育成する。	地方交付税の一本算定への移行による縮減でかなりの財源が減額される中で、税収の確実な確保が必要とされる。 また、27年度までは全国の平均的な徴収率が基準財政収入額の算定に反映されていたが、28年度から上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率により基準財政収入額の算定に反映されることから、現年度を中心として税収の確保が必要となる。	具体的な活動プラン(数値目標)	現年度一般会計徴収率 98.50% 過年度一般会計徴収率 15.00%	現年度一般会計徴収率 98.60% 過年度一般会計徴収率 15.50%	現年度一般会計徴収率 98.70% 過年度一般会計徴収率 16.00%	現年度一般会計徴収率 98.80% 過年度一般会計徴収率 16.50%
			安定的な財源の確保（現年度一般会計徴収率98.8%）	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	現年徴収率98.61% 過年度徴収率16.87% 引き続き徴収率の向上を行う。	現年徴収率 98.66% 過年度徴収率 19.91% 引き続き徴収率の向上を目指す。	現年徴収率 98.66% 過年度徴収率 15.52% 引き続き徴収率の向上を目指す。	
				進捗度	100 %	100 %	99 %	%
			最終完了年度(達成目標年度) 令和 2 年度	進捗評価	A	A	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42 ①	未収金の対策 ケーブルテレビ使用料	平成29年度から使用料等徴収業務を第3セクターの杵築市総合振興センターへ委託し、基本マニュアルの徹底を図る。具体的な滞納者への対応として、催告（電話・訪問等含む）、支払計画作成や停波を行い、新たな未収金の発生を防ぐ。過年度分については、基本的な取組に加え、徴収が困難なものについて整理し、不納欠損の手続を検討する。	〇ケーブルテレビ使用料及び、番組表売上収入の未収金対策 ケーブルテレビ使用料は、開設当時（H16年度）から平成19年度までは高い使用料徴収率を保っていたが、H20年度から未収金が増えたため、滞納者への対応等を見直し特別徴収対策を行い一定の成果を上げた。しかし、平成24年度より、滞納者への対応不備から再び未収金が増え、平成26年度には未収金が1,000万円を超えることとなった。 使用料等の収入確保は、財政上のみならず、市民間の負担公平性の観点からも必要不可欠な課題である。よって、平成29年度より未収金の解消に向け更なる対策を講じることとする。	具体的な活動プラン(数値目標)	1. マニュアルの徹底を図り、現年度徴収率98%以上、過年度（H28年度分）の徴収率90%以上を目指す。 2. 過年度のうち、H25年以前の滞納額で焦げ付いているものについては不納欠損処理を行う。	1. マニュアルの徹底を図り、現年度徴収率98%以上、過年度（H29年度分）の徴収率90%以上を目指す。 2. 過年度のうち、H26年以前の滞納額で焦げ付いているものについては不納欠損処理を行う。	1. マニュアルの徹底を図り、現年度徴収率98%以上、過年度（H30年度分）の徴収率90%以上を目指す。 2. 過年度のうち、H27年以前の滞納額で焦げ付いているものについては不納欠損処理を行う。	1. マニュアルの徹底を図り、現年度徴収率98%以上、過年度（H31年度分）の徴収率90%以上を目指す。 2. 過年度のうち、H28年以前の滞納額で焦げ付いているものについては不納欠損処理を行う。
					徴収率については達成できた。 不納欠損処理については、総務課と協議のうえ、次年度以降に対応することとした。 他課との協議調整を図り、処理の適正化を図る。	徴収率については達成できた。 不納欠損処理については、総務課の協力により、議会での債権放棄まで進んだ。 今後も委託先の総合振興センターと協議を行いつつ、徴収率の維持を目指す。	現年度徴収率は達成できたが、過年度H30年度分は達成出来なかった。H26年度以前の滞納額で焦げ付いているものについては不納欠損処理を行った。 他課とも協議を図り、過年分の徴収率向上を図る。	
	【秘書広報課】	最終完了年度(達成目標年度) 令和 2 年度	使用料の徴収率を現年度分98%以上、過年度分については、前年滞納額の90%以上の徴収率を目標とし歳入の確保を目指す。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策 進捗度 進捗評価	50 % B	100 % A	66 % B	%

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	未収金の対策 ② 一般会計 【税務課】	・執行停止処分の基準を再検討 ・実態調査を徹底的に行い、差押えを積極的に行っていくが、担保力がない者については執行停止処分を早期に行う。 ・職員を自治大学（徴収コース）へ研修派遣し、徴収ノウハウを持つ専門的職員を育成する。	27年度一般会計現年収納率は98.06%で、県下14市中12位であるが、滞納繰越額が3億4,600万円あり、現年及び滞納繰越分を併せた収納率は、85.8%と低迷している。全体的な収納率を上げていくためには、一番に滞納繰越額を圧縮していかなければならない。	具体的な活動プラン(数値目標)	一般会計滞納繰越金 2億9千万円以下	一般会計滞納繰越金 2億6千万円以下	一般会計滞納繰越金を2億円以下に	一般会計滞納繰越金を1億9千万円以下に
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	滞繰額はH29実績で2億5千万円を下回ったことから、順調に推移している。引き続き、滞納繰越額の圧縮に努める。	滞繰額はH30実績で2億円強と目標を大きく下回り、順調に推移している。	滞繰額はR1実績で目標2億円以下を大きく下回り、順調に推移している。(181,625千円)	
					一般会計滞納繰越額を2億円を下回ること。	引き続き、滞納繰越額の圧縮に努める。	引き続き、滞納繰越額の圧縮に努める。	
				最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度			
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%
				進捗評価	A	A	A	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	未収金の対策 ③ 国民健康保険税 【税務課】	・口座振替の推進 ・督促状による納期限10日以降後の滞納処分を早期に着手する。 ・職員を自治大学（徴収コース）へ研修派遣し、徴収の専門的ノウハウを持つ職員を育成する。 ・資格担当・事業担当課と情報の共有を図ることで、滞納の圧縮を図る。	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料ともに、一般税と同様に税・料の安定的な収入を確保できなければ、保険事業が不安定となる。また、国民健康保険については平成30年度から事業運営が大部分県に一本化されることから、各自治体での収納率の向上を促されることも考えられる。	具体的な活動プラン(数値目標)	現年度国保会計徴収率 93.50% 過年度国保会計徴収率 16.25%	現年度国保会計徴収率 94.00% 過年度国保会計徴収率 16.50%	現年度国保会計徴収率 94.50% 過年度国保会計徴収率 16.75%	現年度国保会計徴収率 95.00% 過年度国保会計徴収率 17.00%
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	現年徴収率93.06%、過年徴収率17.50%と現年において目標達成できなかった。【原因】一般税を優先した結果と考えられる。国保税について、徴収の強化を図る。	現年徴収率93.55%、過年徴収率17.83%と現年分において昨年度に引き続き目標達成できなかった。【原因】一般税を優先した結果と考えられる。	現年徴収率93.74%、過年徴収率17.21%と現年分において昨年度に引き続き目標達成できなかった。【原因】一般税を優先した結果と考えられる。	
					安定的な財源の確保（現年度（国保会計）収納率95.50%）	現年度分につき処分の強化を図る。	現年度分につき処分の強化を図る。	
				最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度			
				進捗度	99 %	99 %	99 %	%
				進捗評価	B	B	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	④ 未収金の対策 後期高齢者医療保 険料	・口座振替の推進 ・督促状による納期限10日以降後の滞納処 分を早期に着手する。 ・職員を自治大学（徴収コース）へ研修派 遣し、徴収の専門的ノウハウを持つ職員を 育成する。 ・資格担当・事業担当課と情報の共有を図 ることで、滞納の圧縮を図る。	国民健康保険税・介護 保険料・後期高齢者医 療保険料ともに、一般 税と同様に税・料の安 定的な収入を確保でき なければ、保険事業が 不安定となる。 また、後期高齢者医療 保険料については、そ の殆どが年金からの天 引き（年金特徴）であ ることから、一部の普 通徴収分を重点的に徴 収する必要がある。	具体的な 活動プラン(数値目 標)	現年度後期会計徴収率 99.70% 過年度後期会計徴収率 19.00%	現年度後期会計徴収率 99.75% 過年度後期会計徴収率 19.10%	現年度後期会計徴収率 99.80% 過年度後期会計徴収率 19.15%	現年度後期会計徴収 率 99.85% 過年度後期会計徴収 率 19.20%
			進捗状 況・実 績・効 果・未達 成理由・ 改善策	現年度徴収率 99.64%、過年度徴収 率13.27%といずれも 目標を達成できなかつ た。【原因】一般税を 優先したため。 後期高齢者医療保険料 についても、引き続き 徴収の強化を図る。	現年度徴収率 99.49%、過年度徴収 率50.03%と現年分に ついて目標を達成でき なかった。【原因】一 般税を優先したため。	現年度徴収率 99.57%、過年度徴収 率18.13%と現年・過 年分ともに目標を達成 できなかった。【原因】一般税を優先した ため。 後期高齢者医療保険料 についても、引き続き 徴収の強化を図る。		
			進捗度	99 %	99 %	99 %	%	
	進捗評価	B	B	B				
	【税務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度					
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	⑤ 未収金の対策 介護保険料	・口座振替の推進 ・督促状による納期限10日以降後の滞納処 分を早期に着手する。 ・職員を自治大学（徴収コース）へ研修派 遣し、徴収の専門的ノウハウを持つ職員を 育成する。 ・資格担当・事業担当課と情報の共有を図 ることで、滞納の圧縮を図る。	国民健康保険税・介護 保険料・後期高齢者医 療保険料ともに、一般 税と同様に税・料の安 定的な収入を確保でき なければ、保険事業が 不安定となる。 また、介護保険料につ いては、その殆どが年 金からの天引き（年金 特徴）であることか ら、一部の普通徴収分 を重点的に徴収する必 要がある。	具体的な 活動プラン(数値目 標)	現年度介護会計徴収率 99.00% 過年度介護会計徴収率 19.00%	現年度介護会計徴収率 99.15% 過年度介護会計徴収率 19.25%	現年度介護会計徴収率 99.50% 過年度介護会計徴収率 19.50%	現年度介護会計徴収 率 99.75% 過年度介護会計徴収 率 19.75%
			進捗状 況・実 績・効 果・未達 成理由・ 改善策	現年徴収率98.92%、 過年度徴収率17.59% と過年度分について目 標達成できていない。 【原因】特別徴収でき ない過年分について徴 収強化が図れなかつ た。 介護保険料の特に過年 分についても、徴収強 化を図る。	現年徴収率99.17%、 過年度徴収率18.42% と過年度分について目 標達成できていない。 【原因】特別徴収でき ない過年分について徴 収強化が図れなかつ た。	現年徴収率99.47%、 過年度徴収率16.96% と現年分、過年度分と もに目標達成できてい ない。【原因】特別徴 収できない過年分につ いて徴収強化が図れな かった。		
			進捗度	99 %	99 %	99 %	%	
	進捗評価	B	B	B				
	【税務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度					

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑥	未収金の対策 一般被保険者返納金	対象者へ制度の説明を再度行い、返還を促すとともに、今後新規対象者が出ないよう国保窓口での説明や、広報誌などを利用して制度の周知に努める。	不当利得により保険給付を受けた者に対し、保険者として返還を求めるもの。 (根拠法令：民法第703条)	具体的な活動プラン(数値目標)	・9月末までに対象者へ返還通知文書を送付。応答がない市内居住者に対しては訪問し返還を求める。 ・窓口対応において、国保資格喪失者へ対する受診状況の聞き取りと制度説明の徹底を図る。 ・市報等での広報を(異動が多い年度末【3月号】に掲載予定) ・目標回収率：50% ・新規対象者発生：0件	・6月末までに対象者へ返還通知文書を送付。 ・窓口対応において、国保資格喪失者へ対する受診状況の聞き取りと制度説明の徹底を図る。 ・市報等での広報を(異動が多い年度末【3月号】に掲載予定) ・目標回収率：100% ・新規対象者発生：0件	・窓口対応において、国保資格喪失者へ対する受診状況の聞き取りと制度説明の徹底を図る。 ・市報等での広報(異動が多い年度末【3月号】に掲載予定) ・目標 新規対象者発生：0件	・窓口対応において、国保資格喪失者へ対する受診状況の聞き取りと制度説明の徹底を図る。 ・市報等での広報(異動が多い年度末【3月号】に掲載予定) ・目標 新規対象者発生：0件
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	・転出した返還対象者に対し9月13日に通知文書を送付したが、反応はなかった。 ・対象者のうち市内居住者(全1名)については、所得状況等調査したところ、現在も無職で、以前の交渉記録(母親に扶養されている状況)から変わっていないと推測されたため、通知、訪問は行わなかった。また、この事案については5年時効を迎えた為、年度末に不納欠損処理を行った。 ・窓口での制度説明の徹底、ケーブルテレビ等での広報、保険者間による調整等により、新規の未収事案は今のところ確認されていない。 ・返納金の受入れは難しい状況。 ・新規対象者が出ないよう、今後も制度の周知徹底に努める。	・昨年同様、返還対象者に6月29日に通知文を送付したが、納付なし。 ・11月16日に未収金となっていたすべての案件(対象者3名)に時効(地方自治法第236条第1項)が成立したため、12月5日に不納欠損処理を行った。 ・窓口での制度説明の徹底、ケーブルテレビ等での広報、保険者間による調整等により、新規の未収事案は今のところ確認されていない。 ・新規対象者が出ないよう、今後も制度の周知徹底に努める。	新たな未収金は発生しておらず、平成30年度で取組終了	
				進捗度	50 %	50 %	%	%
				進捗評価	B	B		
	【市民課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度					

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画					
						H29	H30	H31	H32	
42	未収金の対策 ⑦ 污水处理場使用料	「平尾台污水处理場使用料徴収事務委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、委託先である杵築市水道事業（担当課：上下水道課）へ徴収の強化を依頼する。		平尾台污水处理施設の恒常的な設備維持管理のためには利用者からの処理場使用料収入の確保は重要であり、利用者負担の公平性を保つために積極的に取り組む必要がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	協定書に基づき、委託先である杵築市水道事業（担当課：上下水道課）による徴収強化を図る。	協定書に基づき、委託先である杵築市水道事業（担当課：上下水道課）による徴収強化を図る。	協定書に基づき、委託先である杵築市水道事業（担当課：上下水道課）による徴収強化を図る。	協定書に基づき、委託先である杵築市水道事業（担当課：上下水道課）による徴収強化を図る。	
						進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	徐々に解消しつつある。前年度比71%に減（現年＋過年）現状の取組を継続する。	徐々に解消しつつある。前年度比88.2%に減（現年＋過年）現状の取組を継続する。	解消しつつある。前年度比6.2%増（現年＋過年）金額としては、3,320円未収金が増えた。総額が小さいので、1名増えれば影響が大きい。徴収率は、前年度と同じ。現状の取組を継続する。	
						進捗度	100 %	100 %	99 %	%
	【生活環境課】		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	B		
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画					
						H29	H30	H31・R1	R2	
42	未収金の対策 ⑧ 水道料金	給水停止（2ヶ月未納者）の徹底。分納誓約者の納付徹底、催告書送付、電話連絡による徴収強化。不納欠損の精査。		今後、給水人口の減少や施設老朽化等により水道事業経営の悪化が懸念される中、安定経営に寄与する未収金対策の徹底が必要となっている。 【収納率】 ・H27年度： 現年97.82%、384,242,930円 過年17.23%、7,724,490円 ・H28年度： 現年98.44%、388,997,210円 過年15.49%、7,040,110円	具体的な活動プラン(数値目標)	収納率 現年99%、過年20%	収納率 現年99%、過年20%	収納率 現年99%、過年20%	収納率 現年99%、過年20%	
						進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	収納率 現年 98.56%、過年18.04% 滞納者へ文書や電話等による督促を行う。	収納率 現年 98.41%、過年17.58% 引き続き滞納者へ文書や電話等による督促を行うとともに、給水停止措置の厳格化を図る。		収納率 現年 98.63%、過年20.4% 給水停止措置の厳格化を図るとともに、少額訴訟等も検討する。
						進捗度	91 %	99 %		99 %
	【上下水道課】		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	B	B		

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	未収金の対策 ⑨ 簡易水道使用料	給水停止（2ヶ月未納者）の徹底。 分納誓約者の納付徹底、催告書送付、電話 連絡による徴収強化。 不納欠損の精査。	今後、給水人口の減少や 施設老朽化等により水道 事業経営の悪化が懸念さ れる中、安定経営に寄与 する未収金対策の徹底が 必要となっている。 【収納率】 H27年度： 現年98.49%、 54,575,550円 過年19.02%、 403,460円 （4月末決算に変更） H28年度： 現年98.77%、 55,320,560円 過年26.44%、 677,530円 （4月末決算、コンビニ 収納開始→繰越収納発生）	具体的な 活動プラン(数値目 標)	収納率 現年99%、過年25%	収納率 現年99%、過年25%	収納率 現年99%、過年30%	収納率 現年99%、過年 30%
			進捗状 況・実 績・効 果・未達 成理由・ 改善策	収納率 現年98.58%、過年 22.51% 滞納者へ文書や電話等 による督促を行う。	収納率 現年99.02%、過年 30.90%	収納率 現年98.82%、過年 33.45%	引き続き滞納者へ文書 や電話等による督促を 行うとともに、給水停 止措置の厳格化を図 る。	引き続き滞納者へ文書 や電話等による督促を 行うとともに、給水停 止措置の厳格化を図 る。
			収納率の向上。特に現 年分については10 0%の徴収率に近づけ るため、最低限99% 以上の徴収率を目指 す。	進捗度	95 %	100 %	99 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	A	B	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	未収金の対策 ⑩ 農業集落排水施設 使用料	分納誓約者の納付徹底、催告書送付、電話 連絡による徴収強化。	農業集落排水事業の安定 経営に寄与するため、使 用料の未収金対策を行う 必要がある。 【農集使用料収納率】 27年度：現年98.79% 過年56.49% （4月末決算） 28年度：現年98.80% 過年69.89% （4月末決算、コンビニ 収納開始のため翌年度へ の繰越収納発生）	具体的な 活動プラン(数値目 標)	収納率 現年99%、過年61%	収納率 現年99%、過年61%	収納率 現年99%、過年82%	収納率 現年99%、過年 82%
			進捗状 況・実 績・効 果・未達 成理由・ 改善策	収納率 現年98.49%、過年 78.74% 徴収事務委託先の上水 道管理係との連携を強 化し、文書や電話等 による督促を行う。	収納率 現年99.05%、過年 80.05%	収納率 現年98.78%、過年 77.56%	徴収事務委託先の上水 道管理係との連携を強 化し、文書や電話等 による督促を行う。	徴収事務委託先の上水 道管理係との連携を強 化し、文書や電話等 による督促を行う。
			収納率の向上（特に現 年分）	進捗度	98 %	100 %	99 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	A	B	
	【上下水道課】							

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性		年度別計画				
			取組の目的			H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑪	未収金の対策 公共下水道事業受益者負担金	理解されにくい下水道事業に対し訪問により理解を促し、分納誓約若しくは徴収猶予などにより不納欠損を防ぐ。また電話、文書などで納付忘れを防ぐ。	事業に要する費用の一部を負担する公共下水道受益者負担金において、年々未収金の額は減少してはいるものの、負担の公平性を図るため未収金対策は課題となっている。 収納率 27年度 現年96.15% 過年 2.43% 28年度 現年98.99% 過年 11.25% 令和17年度事業完了までは新たな負担金が発生し続けるが、平成28年度実績を基に現年度分は98%の収納率、過年度分においては10%の収納率を維持する。		具体的な活動プラン(数値目標)	現年度及び前年度滞納者に対して電話、文書にて納付忘れを防ぐ。過年度滞納者に対しては訪問により理解を求めた後、納付、分納誓約、徴収猶予の検討を行う。	現年度及び前年度滞納者に対して電話、文書にて納付忘れを防ぐ。過年度滞納者に対しては訪問により理解を求めた後、納付、分納誓約、徴収猶予の検討を行う。	現年度及び前年度滞納者に対して電話、文書にて納付忘れを防ぐ。過年度滞納者に対しては訪問により理解を求めた後、納付、分納誓約、徴収猶予の検討を行う。	現年度及び前年度滞納者に対して電話、文書にて納付忘れを防ぐ。過年度滞納者に対しては訪問により理解を求めた後、納付、分納誓約、徴収猶予の検討を行う。
					進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	収納率 現年95.99% 過年19.62% 過年の収納率については訪問により前年を上回る19.62%を達成出来たが、現年については連絡が取れない未納者があり、目標の98%に届かなかった。時間外の連絡・訪問を行い収納率を向上する。	収納率 現年98.74% 過年12.94% 現年収納率は昨年を上回る数値を達成。目標に対する割合は100%を超えた。過年分も目標は達成。引き続き訪問等を行い、収納率の維持・向上を目指す。 時間外の連絡・訪問を行い収納率を向上する。	収納率 現年97.28% 過年24.57% 現年については、一部連絡の取れない受益者があり、目標に僅かに届かなかった。過年については目標の2倍以上の数値を達成。訪問等を行い、収納率の維持・向上に努める。 定期的に連絡・訪問を行い、制度に理解を求めるとともに、支払計画の提案等、未収を防ぐ取り組みを行う。	
					進捗度	98 %	100 %	99 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度		進捗評価	B	A	B	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性		年度別計画				
			取組の目的			H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑫	未収金の対策 公共下水道使用料	分納誓約者の納付徹底、催告書送付、電話連絡による徴収強化。	公共下水道事業の安定経営に寄与するため、使用料の未収金対策を行う必要がある。 【公共使用料収納率】 27年度 現年98.29% 過年57.50% (4月末決算) 28年度 現年98.53% 過年64.07% (4月末決算、コンビニ収納開始のため翌年度への繰越収納発生)		具体的な活動プラン(数値目標)	収納率 現年99%、過年63%	収納率 現年99%、過年63%	収納率 現年99%、過年70%	収納率 現年99%、過年70%
					進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	収納率 現年98.79%、過年66.58% 徴収事務委託先の上水道管理係との連携を強化し、文書や電話等による督促を行う。	収納率 現年98.80%、過年68.35% 徴収事務委託先の上水道管理係との連携を強化し、文書や電話等による督促を行う。	収納率 現年98.59%、過年73.07% 公営企業会計移行に伴う切替のため、現年の収納率(額)は実際の決算額と異なる。引き続き、徴収事務委託先の上水道管理係との連携を強化し、文書や電話等による督促を行う。	
					進捗度	98 %	99 %	99 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	収納率の向上(特に現年分)	進捗評価	B	B	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑬	未収金の対策 特定環境保全公共 下水道事業受益者 分担金	現年度の収納率は高いが、過年度については支払いの意思はあるが支払い能力が低いのが現状であり、少額でも納付を促す。	事業に要する費用の一部を負担する特定環境保全公共下水道事業受益者分担金において、負担の公平性を図るため未収金対策は課題となっている。 収納率 27年度 現年96.38% 過年 7.69% 28年度 現年100.% 過年0.00%	具体的な活動プラン(数値目標)	現年度については100%の納付を行う。 過年度については少額でも納付を促す。	現年度については100%の納付を行う。 過年度については少額でも納付を促す。	現年度については100%の納付を行う。 過年度については少額でも納付を促す。	現年度については100%の納付を行う。 過年度については少額でも納付を促す。
			事業完了に伴い新たな分担金は新規加入者のみとなったが、過年度分については固定化しつつある。現年度については100%の納付率を目指し、過年度については毎年度少額でも納付を促し、令和2年度までに滞納額を減少させる。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	収納率 現年100% 過年18.24% 現年度は数値目標の100%を達成。過年度は分割納付等の計画を立て前年を上回る収納率を達成出来た。今後も継続した取り組みにより収納率を維持する。	収納率 現年100% 過年49.54% 現年度は昨年度に引き続き100%を達成。過年度については、昨年度の数値を上回った。引き続き、滞納分の整理を行う。 今後も継続した取り組みにより収納率を維持する。	収納率 現年100% 過年72.73% 現年については収納率100%を維持している。過年についても、分割納付等の計画により滞納者・滞納額は確実に減少している。 今後も継続した取り組みにより収納率を維持する。	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑭	未収金の対策 特定環境保全公共 下水道使用料	分納誓約者の納付徹底、催告書送付、電話連絡による徴収強化。	特定環境保全公共下水道事業の安定経営に寄与するため、使用料の未収金対策を行う必要がある。 【特環使用料収納率】 27年度： 現年99.06% 過年68.90% (4月末決算) 28年度： 現年98.79% 過年74.85% (4月末決算、コンビニ収納開始のため翌年度への繰越収納発生)	具体的な活動プラン(数値目標)	収納率 現年99%、過年67%	収納率 現年99%、過年67%	収納率 現年99%、過年78%	収納率 現年99%、過年78%
			進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	収納率 現年98.77%、過年77.34% 徴収事務委託先の下水道管理係との連携を強化し、文書や電話等による督促を行う。	収納率 現年99.15%、過年75.27% 徴収事務委託先の下水道管理係との連携を強化し、文書や電話等による督促を行う。	収納率 現年99.17%、過年79.22% 公営企業会計移行に伴う打ち決算のため、現年の収納率(額)は実際の決算額と異なる。引き続き、徴収事務委託先の下水道管理係との連携を強化し、文書や電話等による督促を行う。	
				進捗度	98 %	100 %	100 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	A	A	
	【上下水道課】							

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	未収金の対策 ⑮ 家畜診療手数料	・未収金回収のお願い文書発送 ・電話連絡 ・回収不能債権の事務処理	家畜診療手数料が未納となっている。市民間の負担公平性の観点からも、未収金の解消に向けた対策が必要である。 債務者の高齢化や経済環境の悪化等により回収が困難となっているが未収金をなくすことを目的とする。	具体的な活動プラン(数値目標)	家畜診療手数料 355,315円 お願い文書の発送及び電話連絡	行方不明者及び自己破産者も多いため、平成30年度中に最終確認として自宅訪問を行い、現状確認をした後、回収不可能と判断した案件については不納欠損処理を行う。 家畜診療手数料 0円	家畜診療手数料 0円	家畜診療手数料 0円
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	・本年度に未収金の回収は進まなかった。〔改善策〕 ・未収金回収のお願い文章発送 ・電話連絡 ・自宅訪問	・本年度に未収金の回収は進まなかった。 ・権利放棄による不納欠損処理を行った。3件 74,600円 ・未収金回収のお願い文章発送 ・電話連絡 ・自宅訪問	時効援用通知書の提出に伴う不納欠損処分済	
				進捗度	50 %	- %	100 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	C	A	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	未収金の対策 ⑯ 畜産基地建設事業参加農家負担金	・未収金回収のお願い文書発送 ・電話連絡 ・回収不能債権の事務処理	負担金が未償還となっている。市民間の負担公平性の観点からも、未収金の解消に向けた対策が必要である。 債務者の高齢化や経済環境の悪化等により回収が困難となっているが未収金をなくすことを目的とする。	具体的な活動プラン(数値目標)	畜産基地建設事業参加農家負担金 80,783,960円 お願い文書の発送及び電話連絡	行方不明者及び自己破産者も多いため、平成30年度中に最終確認として自宅訪問を行い、現状確認をした後、回収不可能と判断した案件については不納欠損処理を行う。 畜産基地建設事業参加農家負担金 0円	畜産基地建設事業参加農家負担金 0円	畜産基地建設事業参加農家負担金 0円
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	・本年度に未収金の回収は進まなかった。〔改善策〕 ・未収金回収のお願い文章発送 ・電話連絡 ・自宅訪問	・本年度に未収金の回収は進まなかった。 ・未収金回収のお願い文章発送 ・電話連絡 ・自宅訪問	保証人が設定されていない未収金は可能であれば不納欠損処理を行いたい。	
				進捗度	50 %	- %	- %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	B	C	C	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑪	未収金の対策 基礎牛貸付雌牛返納金 【農林課】	- 未収金回収のお願い文書発送 - 電話連絡 - 回収不能債権の事務処理	負担金が未納となっている。 市民間の負担公平性の観点からも、未収金の解消に向けた対策が必要である。 債務者の高齢化や経済環境の悪化等により回収が困難となっているが未収金をなくすことを目的とする。	具体的な活動プラン(数値目標)	基礎牛貸付雌牛返納金35,000円 お願い文書の発送及び電話連絡	平成30年度中に最終確認として自宅訪問を行い、現状確認をした後、回収不可能と判断した場合については不納欠損処理を行う。 基礎牛貸付雌牛返納金0円	基礎牛貸付雌牛返納金0円	
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	- 本年度に未収金の回収は進まなかった。〔改善策〕 - 未収金回収のお願い文章発送 - 電話連絡 - 自宅訪問	- 本年度に未収金の回収は進まなかった。 - 未収金回収のお願い文章発送 - 電話連絡 - 自宅訪問	時効援用通知書の提出に伴う不納欠損処分済	
				進捗度	50 %	- %	100 %	%
				進捗評価	B	C	A	
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度					
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑫	未収金の対策 市営住宅使用料 【建設課】	市営住宅の管理及び使用料徴収を大分県住宅供給公社にH27年度10月から委託している。平成28年度から協定上の目標値を設定し(97%以上。翌年度は98%以上。)住宅供給公社による徴収率アップを図っており、督促状、催告書、納付相談、分納計画、訪問徴収などを行う。改善の見込めない悪質滞納者については、法的措置を実施する。	公営住宅は低所得者向けの受け皿であり、滞納者数、金額共に増加傾向にある。滞納理由として、すでに市税、水道料の滞納があり、住宅使用料まで回らず滞納している者が増えている。しかしながら、公営住宅の管理の適正化の観点から、家賃収入を確保し、入居者の公平性を確保するため滞納家賃の徴収対策を推進する必要がある。 公営住宅の管理の適正化の観点から、家賃収入を確保し、入居者の公平性を確保する。現年度徴収率98%以上を目指し、過年度滞納額を増加させないことを目標とする。(現年徴収率98%、過年度滞納額減少を目標値とする。)	具体的な活動プラン(数値目標)	現年度滞納者については、納期を過ぎた入居者に督促状を発送する。さらに電話催促、訪問徴収を行い収納率98%以上を目指す。 過年度者滞納者については、催告書の送付、納付相談、分納計画、訪問徴収などを行い滞納額の減少を図る。	現年度滞納者については、納期を過ぎた入居者に督促状を発送する。さらに電話催促、訪問徴収を行い収納率99%以上を目指す。 過年度者滞納者については、催告書の送付、納付相談、分納計画、訪問徴収などを行い滞納額の減少を図る。悪質滞納者については、法的措置を実施する。	現年度滞納者については、納期を過ぎた入居者に督促状を発送する。さらに電話催促、訪問徴収を行い収納率99%以上を目指す。 過年度者滞納者については、催告書の送付、納付相談、分納計画、訪問徴収などを行い滞納額の減少を図る。悪質滞納者については、法的措置を実施する。	現年度滞納者については、納期を過ぎた入居者に督促状を発送する。さらに電話催促、訪問徴収を行い収納率99%以上を目指す。 過年度者滞納者については、催告書の送付、納付相談、分納計画、訪問徴収などを行い滞納額の減少を図る。悪質滞納者については、法的措置を実施する。
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	平成29年度(現年度)の調定86,779,300円に対し収納額86,317,780円で徴収率99.47%を達成した。次年度滞納繰越額461,520円 過年度滞納者の分納納付、悪質滞納者には法的措置を実施する。	現年度徴収率99.6%、滞納繰越額343,700円、過年度収納額1,597,565円。 悪質な滞納者に対し、明渡し訴訟を提訴。強制退去処分となる。 引き続き回収に努め、悪質滞納者には法的措置を実施する。	現年度徴収率100%達成。過年度徴収率8.14%、過年度滞納額9,032,180円。(前年比7,314,142円減少) 引き続き回収に努め、悪質滞納者には法的措置を実施する。	
				進捗度	25 %	100 %	100 %	%
				進捗評価	B	A	A	
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度					

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性		年度別計画				
			取組の目的			H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑱	未収金の対策 住宅新築資金等貸付金元利収入	借受人が破産又は生活保護等無資力の状態で、且つ連帯保証人が死亡又は破産等となった場合に、最終的な貸倒れ額の3/4を国及び県が補助する制度（償還推進助成事業）がある。補助に該当するものがあれば、積極的に活用していく。また、滞納分の収納事務については、今後も、法的措置も視野に入れた適切な回収に努める。	住宅新築資金等貸付事業とは、歴史的社会的理由によって、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境改善対策の一環として、住宅の改修や住宅新築促進のため、国の施策（法律）に基づき、市（旧市町）が必要な資金の貸付けを行うものである。貸付事業そのものは既に終了しているが、一部の借受人の滞納があり、債権を回収する必要がある。		具体的な活動プラン(数値目標)	償還の見込めない案件について補助に該当するものがあれば、積極的に活用する。 滞納分の収納事務については、今後も、法的措置も視野に入れ適切に回収する。	償還の見込めない案件について補助に該当するものがあれば、積極的に活用する。 滞納分の収納事務については、今後も、法的措置も視野に入れ適切に回収する。	償還の見込めない案件について補助に該当するものがあれば、積極的に活用する。 滞納分の収納事務については、今後も、法的措置も視野に入れ適切に回収する。	償還の見込めない案件について補助に該当するものがあれば、積極的に活用する。 滞納分の収納事務については、今後も、法的措置も視野に入れ適切に回収する。
			借受人が、死亡、破産しているケースや、高齢化や経済環境の悪化により、年々債権の回収が困難となってきたが、現在の未回収金額をなくすことも目的とする。		進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	平成29年度の償還額140,000円となっており一部回収した。償還推進助成事業は該当がない。 引き続き回収に努める。	平成30年度償還額140,000円。償還推進助成事業は該当がない。 引き続き回収に努める。	令和元年度償還額80,000円。償還推進助成事業は該当がない。 引き続き回収に努める。	
			最終完了年度(達成目標年度)		進捗度	25 %	25 %	33 %	%
		【建設課】	令和 2 年度		進捗評価	B	B	B	
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性		年度別計画				
			取組の目的			H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑳	未収金の対策 災害援護資金貸付金	収納に向けた督促及び収納不能債権の債権放棄処理。	平成9年の台風災害に伴い貸付けを行った災害援護資金については、平成13年度より償還が開始されているが、未収金があり償還させる必要がある。		具体的な活動プラン(数値目標)	災害援護資金貸付金12万円 収納不能分の債権放棄処理	収納不能分の債権放棄を、他課との協議調整を図り、手続きを行う。 災害援護資金貸付金12万円	災害援護資金貸付金12万円	災害援護資金貸付金12万円
			未収金の完納。但し収納不能な債権に関しては債権放棄を行う。		進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	平成29年度 45,000円納付 収納不能分の債権放棄に関しては、全庁舎的に調整して債権放棄の手続きを行う。	平成30年度 55,000円納付 収納不能分の債権放棄に関しては平成31年3月議会に於いて議会の同意取得、債権放棄の手続きを行った。 残された債権については分割納付されているので継続する	令和元年度 40,000円納付 前年に比べ債権額は減少したが、少額での分割納付のため回収が進まない。 残された債権については分割納付されているので継続する	
			最終完了年度(達成目標年度)		進捗度	30 %	50 %	50 %	%
		【福祉推進課】	令和 2 年度		進捗評価	B	B	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	⑪ 未収金の対策 高齢者住宅整備資金貸付事業	督促を通じて返還義務の意識を徹底し、分納等により計画的に未収金を減らしていくよう指導する。 収納不能な債権については、調査整理をおこない債権放棄の事務処理を進める。	高齢者の専用居室の増改築・改造等のための資金貸し付けを行った高齢者住宅整備資金について、償還が開始されているが未収金がある。滞納者は3名おり、うち1名が時効（10年）となっている。	具体的な活動プラン(数値目標) 高齢者住宅整備資金貸付 367,452円 滞納者への催告書の送付、面談の実施と分納計画作成（H29年内） 収納不能分の債務調査と整理（H29年内）	高齢者住宅整備資金貸付 367,452円 収納不能分の債権放棄を、他課との協議調整を図り、手続きを行う。 滞納者への催告書の送付、面談の実施と分納計画の履行指導	滞納者への催告書の送付、面談の実施と分納計画の履行指導		
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策 平成29年度納付無し、面談の実績無し 収納不能分の債権放棄に関しては、全庁舎的に調整して債権放棄の手続きを行う。	平成30年度納付無し、面談の実績無し。 収納不能分の債権放棄に関しては、全庁舎的に調整したが、今回は議会での債権放棄の対象者とならなかった。 他の収納不能債権と調整を行い手続きを行う。	令和元年度納付及び面談の実績無し。 収納不能分の債権放棄に関しては、全庁的に調整しているが、今回は債権放棄の対象者とならなかった。 他の収納不能債権と調整を行い債権放棄を含め検討を進める。		
				進捗度 - %	- %	- %	- %	%
		最終完了年度(達成目標年度) 令和 2 年度	未収金の完納。 但し、収納不能な債権に関しては債権放棄を行う。	進捗評価 C	C	C		
42	⑫ 未収金の対策 生活保護費返納金	収入情報の事前把握に努めるとともに、受給者へ返還指導により返還義務の意識を徹底し、返還発生時には収入日（振込等）に訪問し、早期返納を促すことで、新たな滞納を減らす。 過年度滞納分については、分納指導等により未収金を減らしていく。	生活保護費を上回る資産や収入が発生、発見し返還が生じた場合、生活保護法の63条返還金または78条返還金として回収する。滞納者の多くは現在も生活保護を受給しており、最低生活費の中から限られた金額を返還するので、回収は進まず滞納額が増加している。 （杵築市では、生活保護受給世帯、受給とも増加している状況である。）	具体的な活動プラン(数値目標) 新規滞納者（額）の減少 生活保護返還金（分納回収）40万円 現年度収納率85%	新規滞納者（額）の減少 生活保護返還金（分納回収）40万円 現年度収納率90%	新規滞納者（額）の減少 生活保護返還金（分納回収）40万円 現年度収納率90%	新規滞納者（額）の減少 生活保護返還金（分納回収）40万円 現年度収納率95%	
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策 新規滞納9件（951千円） 対前年比 件数▲18% 金額▲44% 生活保護返還金（過年度分納）33万円 現年度分収納率79.8% 改善策としては、法63条返還金が保護費から返還可能（10月～）となる。本制度も活用し未収を減らしていく。	現年滞納20件（3,897千円） 収納率70.7% 過年度分納収納（443千円） 対象者の死亡と年度末の市外施設入所者の年金遡及の2件で300万円が未納となり額が膨らんだ。 催告書の定期送付と訪問催告を行うとともに、施設入所者については、施設とも連携して徴収していく。	現年滞納15件（1,602千円） 収納率61.3% 前年に比べ件数・金額ともに減少したが、少額での分割納付のため回収が進まない。 過年度分収納（1,943千円） 催告書の送付や訪問時に催告を行うとともに、被保護者とも相談の上、特別定額給付金等での返納も検討する。		
42	⑫ 未収金の対策 生活保護費返納金	最終完了年度(達成目標年度) 令和 2 年度	現年度分の未収金の発生を抑制する。 過年度分の未収金を圧縮する。	進捗度 94 %	79 %	68 %	%	
				進捗評価 B	B	B		

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性	年度別計画					
				取組の目的		H29	H30	H31・R1	R2	
42 ②③	未収金の対策 児童保護措置費負担金（保育料）	①督促状及び再督促状の送付 ②戸別訪問や電話等による納入相談や徴収 ③児童手当からの徴収		児童保護措置費負担金（保育料）は、保育施設等における利用者負担金であり、世帯の市民税の課税状況と児童の年齢等により額の決定を行っているが、世帯における家計の都合等による理由で納入が滞り、未収債権となっている。	具体的な活動プラン(数値目標)	過年度分については、再督促状の送付や納入相談を推進、児童手当からの徴収などを行い、未収金額の減少を目指す。 現年度分については、早期相談などの対応を行い、未収金とならないよう徴収率100%を目指す。	過年度分については、再督促状の送付や納入相談を推進、児童手当からの徴収などを行い、未収金額の減少を目指す。併せて、滞納者に行方不明などもあるため、現状等の再確認を行った後、回収不能と判断した案件については、時効成立後に不納欠損処理を行う。現年度分については、早期相談などの対応を行い、未収金とならないよう徴収率100%を目指す。	過年度分については、再督促状の送付や納入相談を推進、児童手当からの徴収などを行い、未収金額の減少を目指す。併せて、滞納者に行方不明などもあるため、現状等の再確認を行った後、回収不能と判断した案件については、時効成立後に不納欠損処理を行う。現年度分については、早期相談などの対応を行い、未収金とならないよう徴収率100%を目指す。	過年度分については、再督促状の送付や納入相談を推進、児童手当からの徴収などを行い、未収金額の減少を目指す。併せて、滞納者に行方不明などもあるため、現状等の再確認を行った後、回収不能と判断した案件については、時効成立後に不納欠損処理を行う。現年度分については、早期相談などの対応を行い、未収金とならないよう徴収率100%を目指す。	
						進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	「具体的な活動プラン」の内容どおりに実施することができ、過年度分の一部18件354,250円、現年度分の全て1,002件18,290,510円を徴収することができた。	左記の「具体的な活動プラン」の内容どおりに実施することができ、過年度分の一部6件107,500円、現年度分の全1,039件19,291,640円を徴収することができた。 過年度は令和元年で時効を迎えるものが多く、不納欠損処理（過年度1,672千円中、1,338千円）を行う。	時効成立のため、111件 1,338,000円の不納欠損を行い、滞納繰越額229,000円とした。 今後は児童手当の徴収により滞納繰越額0円とする。	
							平成29年度への繰越時現在の過年度未収金（H12度からH28度までの147件）として、2,133,750円あり、これを0円とすること。	進捗度	100 %	100 %
	【子ども子育て支援課】		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A		

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42 ②4	未収金の対策 JR中山香駐車場使用料	該当する滞納者が1名であることから、納入通知の発送や電話連絡、自宅訪問を行いながら対応する。一括納入が難しければ分納の約束を取り付ける。	利用者間の公平性を保つため全額徴収する。	具体的な活動プラン(数値目標)	9月：納入通知書再発行 10月：電話連絡、自宅訪問 12月：電話連絡、自宅訪問 3月：電話連絡、自宅訪問	6月：納入通知書再発行 8月、10月、12月、2月：電話連絡、自宅訪問 数値目標6,000円(平成23年度分残)	4月・・・納入通知書再発行 6月・・・電話連絡、自宅訪問 8月・・・電話連絡、自宅訪問 10月・・・電話連絡、自宅訪問 12月・・・電話連絡、自宅訪問 2月・・・電話連絡、自宅訪問 数値目標30,200円(平成23,24年度分)	4月：納入通知書再発行 6月、8月、10月、12月、2月：電話連絡、自宅訪問 数値目標6,300円(平成25年度分)
			完納により目標達成とする。(39,500円)	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	未収金39,500円内2,000円の支払いに応じた。全納は困難な生活状況にあるため、分割納入にて少額回収の回数を増やし、完納を目指す。	本課の要請に対し、未収金37,500円の内1,000円の支払いに応じた。生活苦の為、全納は困難。 全納は困難な生活状況にあるため、分割納入にて少額回収の回数を増やし、完納を目指す。	本課の要請に対し、未収金36,500円の内3,000円(1,000円×3回)の支払いに応じた。生活苦の為、全納は困難。 全納は困難な生活状況にあるため、分割納入にて少額回収の回数を増やし、完納を目指す。	
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	5 %	17 %	60 %	%
	【山香振興課】			進捗評価	B	B	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42 ⑤ 1	未収金の対策 給食費 杵築調理場	給食費納付誓約書により、児童手当法第21条の規定による児童手当からの徴収徹底や学校と連携し、未納者への督促、電話催告等の強化、また徴収困難事例についての不納欠損の精査を厳格に行う。	安心安全なおいしい学校給食を提供するために、学校給食法第11条規定の「喫食に係る給食事業そのものの経費については、保護者負担とする」という趣旨理解の徹底を図ることが必要である。 【収納率】 H26年度 現年度 小学校99.7% 中学校99.4% 過年度 小学校27.5% 中学校63.1% H27年度 現年度 小学校99.7% 中学校99.5% 過年度 小学校 9.6% 中学校61.4% H28年度 現年度 小学校99.9% 中学校99.7% 過年度 小学校22.9% 中学校47.2%	具体的な活動プラン(数値目標)	収納率 現年度99%以上 過年度50%以上	収納率 現年度99%以上 過年度50%以上	収納率 現年度99%以上 過年度50%以上	収納率 現年度99%以上 過年度50%以上
			進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策		現年度 小学校99.9% 中学校99.6% 過年度 小学校17.8% 中学校14.8% 特に過年度については、学校と連携し、個別に折衝した 現年度については、早めに児童手当からの徴収を徹底する	現年度 小学校99.2% 中学校98.8% 過年度 小学校38.4% 中学校29.3% 特に過年度については、学校と連携し、個別に折衝したこと 現年度については、早めに児童手当からの徴収を徹底する	現年度 小学校99.6% 中学校99.6% 過年度 小学校100% 中学校29.3% 特に過年度については、学校と連携し徴収に努めた。 現年度については、小学校は滞納はない。中学校は数名であるので、収納について理解を求める。	
			未収金の削減（収納率向上）。現年度分・過年度分ともに100%の徴収率をめざす。	進捗度	100 %	83 %	99 %	%
	【教育総務課】	最終完了年度(達成目標年度) 令和 2 年度		進捗評価	A	B	B	

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
42	未収金の対策 ② 給食費 2 山香調理場	給食費納付誓約書により、児童手当法第21条の規定による児童手当からの徴収徹底や学校と連携し、未納者への督促、電話催告等の強化、また徴収困難事例についての不納欠損の精査を厳格に行う。	安心安全なおいしい学校給食を提供するために、学校給食法第11条規定の「喫食に係る給食事業そのものの経費については、保護者負担とする」という趣旨理解の徹底を図ることが必要である。 【収納率】 H26年度 現年度 小学校99.1% 中学校99.4% 過年度 小学校62.2% 中学校39.3% H27年度 現年度 小学校99.1% 中学校99.3% 過年度 小学校43.2% 中学校67.1% H28年度 現年度 小学校99.4% 中学校98.2% 過年度 小学校39.9% 中学校49.2%	具体的な活動プラン(数値目標)	収納率 現年度99%以上 過年度50%以上	収納率 現年度99%以上 過年度50%以上	収納率 現年度99%以上 過年度50%以上	収納率 現年度99%以上 過年度50%以上
			未収金の削減(収納率向上)。現年度分・過年度分ともに100%の徴収率をめざす。	進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	現年度 小学校99.3% (調定額18,476,080円/収納額18,339,680円) 中学校 99.0% (調定額10,294,840円/収納額10,194,040円) 過年度 小学校56.7% (調定額361,800円/収納額205,000円) 中学校 54.6% (調定額246,220円/収納額134,400円)特に過年度については、学校と連携し、個別に折衝した 現年度については、早めに児童手当からの徴収を徹底する。	現年度 小学校99.2% 中学校99.2% 過年度 小学校46.5% 中学校61.8% 学校と連携し折衝できた。 児童手当徴収及び学校と連携して個別折衝を実施する。	現年度 小学校99.9% 中学校99.8% 過年度 小学校48.8% 中学校51.6% 学校と連携し折衝できた。 (保護者面談) 児童手当徴収及び学校と連携して個別折衝を実施する	
				進捗度	100 %	98 %	99 %	%
		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	B	B	
	【教育総務課】							

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性	年度別計画				
			取組の目的		H29	H30	H31・R1	R2
42 ②6	未収金の対策 診療費	診療に要する費用一部負担額において、負担の公平性を図るため未収金対策は課題となっている。 収納率 26年度 現年84.9% 過年73.8% 27年度 現年86.5% 過年72.5% 28年度 現年82.4% 過年70.5% 29年度 現年86.2% 過年80.0% 30年度 現年84.0% 過年69.8% 夜間当直時間帯の預り金の継続、日直時間帯の診療費計算可能な体制への変更。 診療費を確定させて、すぐに請求できるように患者に対して保険証を随時確認。 入院患者に対して、連帯保証人の徴求を徹底する。退院時に全額精算を徹底させるにより未収金発生を防ぐ。 分納誓約者の納付徹底、催告書・督促書送付、電話連絡等による徴収強化。 長期滞納者に対しては、回収業者に委託することも検討していく。	診察に要する費用一部負担額において、負担の公平性を図るため未収金対策は課題となっている。 収納率 26年度 現年84.9% 過年73.8% 27年度 現年86.5% 過年72.5% 28年度 現年82.4% 過年70.5% 29年度 現年86.2% 過年80.0% 30年度 現年84.0% 過年69.8%	具体的な活動プラン(数値目標)	現年度及び前年度滞納者に対して電話、文書にて催告・督促を行う。 過年度滞納者に対しては面談等により理解を求め、納付、分納誓約、徴収猶予の検討を行い、長期滞納者に対しては、回収業者に委託することも検討していく。 (目標収納率：現年83%、過年71%)	現年度及び前年度滞納者に対して電話、文書にて催告・督促を行う。 過年度滞納者に対しては面談等により理解を求め、納付、分納誓約、徴収猶予の検討を行い、長期滞納者に対しては、回収業者に委託することも検討していく。 (目標収納率：現年85%、過年75%)	現年度及び前年度滞納者に対して電話、文書にて催告・督促を行う。 過年度滞納者に対しては面談等により理解を求め、納付、分納誓約、徴収猶予の検討を行い、長期滞納者に対しては、回収業者に委託することも検討していく。 (目標収納率：現年85%、過年80%)	現年度及び前年度滞納者に対して電話、文書にて催告・督促を行う。 過年度滞納者に対しては面談等により理解を求め、納付、分納誓約、徴収猶予の検討を行い、長期滞納者に対しては、回収業者に委託することも検討していく。 (目標収納率：現年85%、過年80%)
			未収金発生防止 収納率の向上（特に過年分）		電話、文書にて督促を継続している。 目標収納率 現年：83% ⇒実績：86.2% 過年度：71% ⇒実績：80% 継続して督促を行う。	電話、文書にて督促を継続しているが、過年度分について、死亡者の保証人への督促が進まなかった事等により目標未達となった。督促できていない滞納者もあり、当院の対応をさらに詰めていく。回収業者とも数回打合せを行なっているが、委託はしていない。滞納者への督促を徹底させた後に再度委託を検討する。 目標収納率現年：85%⇒実績：84% 過年度：75%⇒実績：70% 電話、文書の督促の継続と、面談により分納誓約を行う等して回収を図る。	電話、文書にて督促を継続している。過年度分について、死亡者の保証人への督促が進まなかった事等により目標未達となった。 目標収納率現年：85%⇒実績：85.4% 過年度：80%⇒実績：73.2% 督促の継続と、面談により分納誓約を行う等して回収を図り、発生を抑える制度の利用を積極的に行う。	
	【山香病院】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗度	100 %	96 %	96 %	%
			進捗評価	A	B	B		

(3) 歳出の抑制

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画						
						H29	H30	H31・R1	R2		
43	普通建設事業費の 年度間平準化	総合計画の実施計画に重点を置き、重要案件や大規模事業の把握はもちろん、中小事業も把握可能なものはすべて把握する。 実施計画で得た情報で年度間調整を実施		普通建設事業は合併後10年間で前年度増減が△17%～+34%、一般財源比率も11%～40%と幅が大きく、当年度の収支や後年度の公債費に少なからず影響を及ぼしている。 出入りが大きいということは、財源となる起債の借入や償還計画、基金の管理や運用を含め収支計画が立てにくい。	具体的な活動プラン(数値目標)	対前年度比(H29決算ベース)増減率：±20%以内 一般財源：500,000千円以内	対前年度比(H30決算ベース)増減率：±20%以内 一般財源：500,000千円以内	対前年度比(H31決算ベース)増減率：±20%以内 一般財源：500,000千円以内	対前年度比(H32決算ベース)増減率：±20%以内 一般財源：500,000千円以内		
						進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	(H29決算) 対前年度比増減率：+64.1% 一般財源：358,554千円 決算ベースにおいて一般財源は目標を達成したが、事業費及び増減率は抑制できていない。継続的に適正な投資的経費の管理を行う。	(H30決算) 対前年度比増減率：△35.9% 一般財源：290,386千円 決算ベースにおいて一般財源は目標を達成したが、事業費及び増減率は抑制できていない。継続的に適正な投資的経費の管理を行う。	(R1決算) 対前年度比増減率：+147.18% 一般財源：425,877千円 普建(地方債充当分)計画を作成し、平準化及び地方債で上限額を設定し抑制していく。		
							進捗度	30 %	30 %	30 %	%
							進捗評価	B	B	B	
	【財政課】		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度							
No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容		背景と必要性 取組の目的	年度別計画						
						H29	H30	H31・R1	R2		
44	補助金等の見直し	国・県補助金の活用を図り、市単から補助事業への移行を図る(補助金の獲得を推進)。 補助金交付基準のうち、補助対象・対象外など明確化を図り、適正な補助制度を確立する。 補助金の見直しを行い、少額補助金や不必要な補助金の整理を実施。		市単独補助金はH26決算で4.8億円、H27決算で4.7億円となっている。補助金は反対給付のない公金支出で、客観的な公平性が必須とされている。現在、支出に対する基準等も不明瞭な部分があり、不要な支出がある可能性がある。	具体的な活動プラン(数値目標)	H28決算ベース4.8億円と比較して市単独補助金を2%削減する。 H29決算ベース：4.7億円以内(4.8億円×0.98)	H28決算ベース4.8億円と比較して市単独補助金を4%削減する。 H30決算ベース：4.6億円以内(4.8億円×0.96)	H28決算ベース4.8億円と比較して市単独補助金を6%削減する。 R1決算：4.5億円以内(4.8億円×0.94)	H28決算ベース4.8億円と比較して市単独補助金を8%削減する。 R2決算：4.4億円以内(4.8億円×0.92)		
						進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	H29決算：4.4億円 補助金交付基準見直しの検討したが、改正までには至らなかった。引き続き検討する。	H30決算：4.1億円 補助金交付基準見直しの検討したが、改正までには至らなかった。決算ベースにおいて市単独補助金は減少したが、補助金交付基準の見直しについては引き続き検討する。	R1決算：4.1億円 補助金交付基準見直しの検討したが、改正までには至らなかった。緊急財政対策にて一部実施 行財政改革専門部会にて次年度協議		
							進捗度	30 %	30 %	30 %	%
							進捗評価	B	B	B	
	【財政課】		最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度							

No.	取組項目 【所管(主管)課】	内 容	背景と必要性 取組の目的	年度別計画				
					H29	H30	H31・R1	R2
45	事業評価の実施	総合計画に掲げた事業について、内部評価と第三者機関での外部評価を行い、評価結果を次年度の予算編成に反映させる。	今後予想される厳しい財政状況を踏まえ、事業の取捨選択を行わなければならない。 財政運営の抜本的な改革が必要であり、事業実施については、必要性や重要性、公平性を判断するとともに、常に、財源の裏付けを確認し、国や県、近隣市町村の動向を注視しながら、事業の取捨選択や優先順位付けを行う。	具体的な活動プラン(数値目標)	担当課長、総務課長の評価の後、行政改革推進委員会で事業評価を実施する。	担当課長、総務課長の評価の後、行政改革推進委員会で事業評価を実施する。	担当課長の1次評価後、総務課長と政策推進課長の合同ヒアリングにて2次評価を行う。対象事業を絞ったうえで、行政改革推進委員会で当該事業の評価を実施する。	担当課長の1次評価後、総務課長と政策推進課長の合同ヒアリングにて2次評価を行う。対象事業を絞ったうえで、行政改革推進委員会で当該事業の評価を実施する。
				進捗状況・実績・効果・未達成理由・改善策	事業費合計6,437,634千円 191件について、評価を行った。当委員会における外部評価は、継続が153件で最も多く、次いで、内容見直しが24件、拡大が3件となった。(事業廃止があり合計が合わない。)評価報告を市長に提出し、予算編成に反映することを要望した。国費や県費が財源に入っており、かつ、その補助率が多いものは、評価の対象外とし、評価対象事業を減らすことを検討する。事業評価シートを見直し、原課の事務軽減を図る。	事業費合計7,953,487千円 153件について、評価を行った。当委員会における外部評価は、継続が142件で最も多く、次いで、内容見直しが8件、拡大が1件となった。(事業廃止があり合計が合わない。)評価報告を市長に提出し、予算編成に反映することを要望した。	評価シートの様式を始め、2次評価者や評価対象事業の選定など見直しを行った。行政改革推進委員会における評価は、55件の事業のうち、継続が20件で最も多く、次いで、内容見直しが19件、縮小が12件、廃止が2件、拡大が2件となった。評価報告を市長に提出し、予算編成に反映することを要望した。	
				進捗度	100 %	100 %	100 %	
	【総務課】	最終完了年度(達成目標年度)	令和 2 年度	進捗評価	A	A	A	%